

# 官報 号外

平成二十四年四月二十六日

## ○第百八十回国 衆議院会議録 第十七号

平成二十四年四月二十六日(木曜日)

### 議事日程 第十一号

平成二十四年四月二十六日

午後一時開議

- 第一 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(第百七十七回国会、内閣提出)
- 第二 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)
- 第三 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

### ○本日の会議に付した案件

社会保障と税の一体改革に関連する諸法案を審査するため委員四十五人よりなる社会保障と税の一体改革に関する特別委員会を設置するの件(議長発議)

日程第一 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(第百七十七回国会、内閣提出)

日程第二 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第三 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案(議院運営委員長提出)

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

### 特別委員会設置の件

○議長(横路孝弘君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。

社会保障と税の一体改革に関連する諸法案を審査するため委員四十五人よりなる社会保障と税の一体改革に関する特別委員会を設置したいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

ただいま議決されました特別委員会の委員は追って指名いたします。

日程第一 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(第百七十七回国会、内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長中山義活君。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中山義活君登壇)

○中山義活君 たいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、グローバル企業の研究開発拠点とアジア本社を我が国に呼び込み、新たな事業の創出や就業機会の増大を図ろうとするもので、認定企業に対し、課税の特例等の支援措置を講じようとするものであります。

本案は、第百七十七回国会に提出されて継続審査となり、第百七十九回国会においては、十二月二日に枝野経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りましたが、その後、継続審査となっていたものであります。

今国会においては、去る四月十八日、提案理由の説明を省略した後、質疑を行い、質疑終了後、討論、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 日程第二とともに、日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会

の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

日程第二 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第三 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律案

(厚生労働委員長提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第二、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案、日程第三、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。厚生労働委員長池田元久君。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書  
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案  
(本号末尾に掲載)

(池田元久君登壇)

○池田元久君 ただいま議題となりました両案について申し上げます。

まず、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の

整備に関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、「障害者自立支援法」の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるほか、障害者及び障害児の定義の見直し、地域生活支援事業の拡充等を行うとするものです。

本案は、去る四月十七日本委員会に付託され、同日小宮山厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取しました。

翌十八日、質疑を終了したところ、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党より修正案が提出され、趣旨説明を聴取しました。

修正案の主な内容は、指定障害福祉サービス事業者等は、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立つて支援を行うように努めなければならないものとする事です。

次いで、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第です。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。  
次に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、障害者就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資するため、国等は、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないこととするものです。

本案は、去る十八日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とするに決したものです。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これより採決に入ります。まず、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○太田和美君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長長提出、国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 太田和美さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案 議院運営委員長長提出

○議長(横路孝弘君) 国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長小平忠正君。

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案  
(本号末尾に掲載)

○小平忠正君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本法律案は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、本年五月一日から平成二十六年四月三十日までの間、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当をおのおの二・八八%減額するものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

出席國務大臣

厚生労働大臣 小宮山洋子君  
経済産業大臣 枝野 幸男君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る十七日、鬼塚事務総長から増子裁判官弾劾裁判所裁判長及び橋本参議院事務総長宛て、本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、佐々木隆博君を第四順位とし、第二順位の子備員である津村啓介君を第一順位とし、第四順位の子備員である田名部匡代君を第二順位とした旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

大谷 信盛君(西村智奈美君の補欠)  
同 予備員 佐々木隆博君(大谷信盛君の補欠)

一、去る十七日、鬼塚事務総長から小沢裁判官訴追委員会委員長及び橋本参議院事務総長宛て、

本院は、裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、村越祐民君を第五順位とし、第二順位の子備員である山花郁夫君を第一順位とし、第三順位の子備員である和田隆志君を第二順位とし、第五順位の子備員である楠田大蔵君を第三順位とした旨通知した。

裁判官訴追委員

松本 大輔君(大島敦君の補欠)  
同 予備員 村越 祐民君(松本大輔君の補欠)

(指名通知)

一、去る十七日、本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員笠浩史君を指名した旨内閣に通知した。

(報告書及び文書受領)

一、去る十七日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく東ティモール国際平和協力業務実施計画の変更の報告  
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく東ティモール国際平和協力業務の実施の状況の報告

一、去る二十四日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十三年食料・農業・農村の動向」に関する報告

食料・農業・農村基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成二十四年度食料・農業・農村施策」についての文書

(議席変更)

一、昨二十五日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一六九	首藤 信彦君	二六二	石毛 鏡子君
一七〇	松宮 勲君	二六三	武正 公一君
一七七	後藤 斎君	二六五	原口 一博君
一七八	山口 壯君	三二〇	西村智奈美君
一七九	齋藤 勲君	三二五	近藤 洋介君
一八〇	中山 義活君	三二八	小宮山泰子君
一八八	小林 興起君	三二九	伴野 豊君
一八九	山田 正彦君	三三〇	逢坂 誠二君
一九〇	筒井 信隆君	三三三	長妻 昭君
一九一	渡辺 周君	三三五	牧 義夫君
一九二	川内 博史君	三三六	大島 敦君
二四七	高井 美穂君	三四〇	阿久津幸彦君
二四八	村井 宗明君	三四三	加藤 公一君
二四九	津村 啓介君	三四四	三日月大造君
二五〇	岡本 充功君	三四五	近藤 昭一君
二五一	高山 智司君	三四九	樽床 伸二君
二五二	菊田真紀子君	三五〇	城島 光力君
二五三	園田 康博君	三五一	松本 剛明君
二五五	奥田 建君	四〇三	古本伸一郎君
二五六	五十嵐文彦君	四〇四	市村浩一郎君
二五七	牧野 聖修君	四〇五	田島 一成君
二五八	吉田おさむ君	四〇六	神風 英男君
二五九	石田 勝之君	四〇七	田嶋 要君
二六〇	生方 幸夫君	四〇八	馬淵 澄夫君
二六一	松崎 公昭君	四〇九	仲野 博子君
		四一〇	吉良 州司君
		四一一	黄川田 徹君
		四一二	三井 辨雄君
		四一三	辻元 清美君
		四一四	吉田 公一君
		四一五	奥村 展三君
		四一六	笹木 竜三君

官 報 (号 外)

<p>四一七 平岡 秀夫君 四一八 荒井 聰君 四一九 海江田万里君 四七一 樋高 剛君 四七二 中塚 一宏君 四七三 大谷 信盛君 四七四 小泉 俊明君 四七五 中津川博郷君 四七七 下条 みつ君 四七八 吉田 泉君 四七九 篠原 孝君 四八〇 鈴木 克昌君</p> <p>(理事補欠選任) 一、去る十八日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。</p> <p>外務委員会 理事 山尾志桜里君(理事浅野貴博君去る十日理事辞任につきその補欠) 八日理事辞任につきその補欠) 文部科学委員会 理事 永江 孝子君(理事高井美穂君去る六日委員辞任につきその補欠) 日委員辞任につきその補欠) 予算委員会 理事 村越 祐民君(理事西村智奈美君去る六日委員辞任につきその補欠) (常任委員辞任及び補欠選任) 一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>総務委員 辞任 白石 洋一君 補欠 磯谷香代子君 杉本かずみ君 中林美恵子君</p>	<p>磯谷香代子君 中林美恵子君 厚生労働委員 辞任 樋口 俊一君 三宅 雪子君 江田 憲司君 高井 崇志君 藤田 大助君 井戸まさえ君 磯谷香代子君 柿澤 未途君 楠澤 未途君</p> <p>国土交通委員 辞任 古賀 一成君 畑 浩治君 谷田川 元君 福井 照君 磯谷香代子君 田名部匡代君 宮崎 岳志君 長島 忠美君</p> <p>安全保障委員 辞任 萩原 仁君 空本 誠喜君</p> <p>議院運営委員 辞任 川内 博史君 塩崎 恭久君 皆吉 稲生君 馳 浩君</p> <p>補欠 白石 洋一君 杉本かずみ君 高井 崇志君 磯谷香代子君 柿澤 未途君 藤田 大助君 井戸まさえ君 樋口 俊一君 三宅 雪子君 江田 憲司君 宮崎 岳志君 田名部匡代君 磯谷香代子君 長島 忠美君 谷田川 元君 畑 浩治君 古賀 一成君 福井 照君 空本 誠喜君 萩原 仁君 皆吉 稲生君 馳 浩君 川内 博史君 塩崎 恭久君</p>	<p>一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>外務委員 辞任 相原 史乃君 首藤 信彦君 中屋 大介君 松岡 広隆君 松原 史乃君</p> <p>文部科学委員 辞任 笹木 竜三君 高橋 昭一君 室井 秀子君 山岡 達丸君 橘 秀徳君 奥野総一郎君 川村秀三郎君 桑原 功君 浜本 宏君</p> <p>厚生労働委員 辞任 大西 健介君 仁木 博文君 菅原 一秀君 谷畑 孝君 江田 憲司君 玉置 公良君 熊谷 貞俊君</p> <p>補欠 川村秀三郎君 浜本 宏君 桑原 功君 橘 秀徳君 奥野総一郎君 山岡 達丸君 笹木 竜三君 室井 秀子君 高橋 昭一君 玉置 公良君 宮崎 大典君 長島 忠美君 北村 誠吾君 柿澤 未途君 熊谷 貞俊君 山尾志桜里君 吉川 政重君 仁木 博文君 大西 健介君 谷畑 孝君</p>	<p>農林水産委員 辞任 今井 雅人君 打越あかし君 大谷 啓君 小山 展弘君 高橋 英行君 玉木雄一郎君 中野渡詔子君 伊東 良孝君 江藤 拓君 谷川 弥一君 石川 知裕君 網屋 信介君 大西 孝典君 橘 秀徳君 向山 好一君 奥野総一郎君 浜本 宏君 磯谷香代子君 緒方林太郎君 大西 健介君 勝又恒一郎君 川口 博君 高井 崇志君 藤田 大助君 小野寺五典君 坂本 哲志君 徳田 毅君 松木けんこう君</p> <p>補欠 菅原 一秀君 江田 憲司君 大西 孝典君 網屋 信介君 橘 秀徳君 大西 健介君 藤田 大助君 向山 好一君 川口 博君 坂本 哲志君 小野寺五典君 徳田 毅君 松木けんこう君</p>
---	--	---	--

経済産業委員

辞任

柳淵 万里君  
花咲 宏基君  
山崎 誠君  
森山 浩行君  
磯谷香代子君  
熊谷 貞俊君  
高井 崇志君

補欠

予算委員

辞任

打越あかし君  
江端 貴子君  
金森 正君  
杉本かずみ君  
花咲 宏基君  
馬淵 澄夫君  
山田 良司君  
小里 泰弘君  
桶 慶一郎君  
東 順治君  
内山 晃君  
阿部 知子君  
山内 康二君  
阪口 直人君  
中谷 元君  
皆吉 稻生君  
泉 健太君  
川越 孝洋君  
菊田真紀子君  
高邑 勉君  
玉城デニー君

補欠

玉城デニー君  
菊田真紀子君  
川越 孝洋君  
阪口 直人君  
森本 和義君  
高邑 勉君  
泉 健太君  
中谷 元君  
井上 信治君  
佐藤 茂樹君  
渡辺 義彦君  
服部 良一君  
浅尾慶一郎君  
皆吉 稻生君  
北村 茂男君  
森山 浩行君  
山田 良司君  
金森 正君  
江端 貴子君  
馬淵 澄夫君  
打越あかし君

決算行政監視委員

辞任

稲富 修二君  
田中美絵子君  
初鹿 明博君  
松岡 広隆君  
森本 和義君  
吉田 統彦君  
磯谷香代子君  
緒方林太郎君  
勝又恒一郎君  
坂口 岳洋君  
谷田川 元君  
湯原 俊二君

補欠

湯原 俊二君  
坂口 岳洋君  
緒方林太郎君  
勝又恒一郎君  
磯谷香代子君  
谷田川 元君  
森本 和義君  
初鹿 明博君  
松岡 広隆君  
田中美絵子君  
吉田 統彦君  
稲富 修二君

(両院合同協議会委員辞任及び補欠選任通知書受領)

一、去る十八日、橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛て、参議院議長において次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任 江崎 孝君 補欠 外山 齋君  
一、去る十九日、橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛て、参議院議長において次のとおり東

京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

(議案提出)

一、去る十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

日ウクライナ外交関係樹立二十周年に当たり、原子力発電所事故後の対応に関する協力を含めた日ウクライナ友好関係の増進に関する決議案(小平忠正君外十六名提出)

一、去る十八日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(菅義偉君外四名提出)

一、去る二十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

原子力規制委員会設置法案(塩崎恭久君外三名提出)

(議案受領)

一、去る十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

地方教育行政改革の推進に関する法律案

一、去る十七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めめるの件

二千六年の海上の労働に関する条約の締結について承認を求めめるの件  
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めめるの件)

一、去る二十日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(消費税法の一部を改正する法律案)

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る十七日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

日ウクライナ外交関係樹立二十周年に当たり、原子力発電所事故後の対応に関する協力を含めた日ウクライナ友好関係の増進に関する決議案(小平忠正君外十六名)

(議案付託)

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第六八号)

(議案送付)

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(菅義偉君外四名提出)

一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

原子力規制委員会設置法案(塩崎恭久君外三名提出)

(決議送付)

一、去る十七日、横路議長から野田内閣総理大臣宛て、次の決議を送付した。

日ウクライナ外交関係樹立二十周年に当たり、原子力発電所事故後の対応に関する協力を含め、日ウクライナ友好関係の増進に関する決議

(議案撤回)

一、去る十八日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

国等による障害者就労施設からの物品等の調達等の推進等に関する法律案(田村憲久君外五名提出、第七十三回国会衆法第一二号)

(議案撤回通知)

一、去る十八日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

国等による障害者就労施設からの物品等の調達等の推進等に関する法律案(田村憲久君外五名提出、第七十三回国会衆法第一二号)

(調査要求承認)

一、外務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十八日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法  
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等  
四、調査の期間  
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十四年四月十八日

外務委員長 田中眞紀子

衆議院議長 横路 孝弘殿

(質問書提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国と中国経済との関係に関する質問主意書

(木村太郎君提出)

東京電力の使用済み核燃料の再処理にかかる費用に関する質問主意書(河野太郎君提出)

原発再稼働についての細野大臣の発言等に関する質問主意書(河野太郎君提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

緑の雇用に関する質問主意書(木村太郎君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京都知事が尖閣諸島を購入する意向を示したことに対する政府の見解等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

宇和島徳洲会病院の診療報酬不正請求問題に関する再質問主意書(山内康一君提出)

東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める三課題の進捗状況に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する第三回質問主意書(河野太郎君提出)

東京電力の電力料金引き上げに関する第三回質問主意書(河野太郎君提出)

電力の自由化に関する第三回質問主意書(河野太郎君提出)

電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する第三回質問主意書(河野太郎君提出)

スマートメーターの導入が電力小売事業への参入障壁となる可能性に関する質問主意書(河野太郎君提出)

スマートメーターの仕様決定の在り方に関する質問主意書(河野太郎君提出)

スマートメーターの共通仕様に関する質問主意書(河野太郎君提出)

東京電力が導入を検討しているスマートメーターに関する質問主意書(河野太郎君提出)

スマートメーターに関する再質問主意書(河野太郎君提出)

外国産米に関する質問主意書(木村太郎君提出)

厚生年金基金制度の現状と今後の取り扱いに関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国民の不安を益々増幅させる野田内閣の原子力政策に関する質問主意書(木村太郎君提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

関西電力管内の電力需給に関する質問主意書(河野太郎君提出)

「個人債務者の私的整理ガイドライン」の利用状況に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)

一、昨二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国の重要文化財を所有する宗教法人の破産に関する質問主意書(木村太郎君提出)

本年四月三十日の日米首脳会談における野田佳彦内閣総理大臣の環太平洋経済連携協定(TPP)に係る言及に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

政府による対ミャンマーODA再開と邦人殺害事件の真相解明の関連性等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

(答弁書受領)

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出ミャンマーにおける我が国の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎君提出年金支給開始年齢の引き上げを見据えた今後の国家公務員制度の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出電力の自由化に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターに  
関する質問に対する答弁書  
衆議院議員秋葉賢也君提出自主的避難者の現況  
把握に関する再質問に対する答弁書  
衆議院議員浅野貴博君提出竹島問題に關連する  
集会に対する政府の対応等に関する質問に対す  
る答弁書

平成二十四年四月六日提出  
質問 第一七三号

ミャンマーにおける我が国の対応に関する質  
問主意書

提出者 木村 太郎

ミャンマーにおける我が国の対応に関する  
質問主意書

去る四月二日、ミャンマーにおいて国会補欠選  
挙が実施され民主化運動の主導者であるアウン・  
サン・スー・チー氏が当選し、同氏をリーダーと  
する国民民主連盟が圧倒的な強さを見せた。これ  
により、ミャンマーにおいて民主化が進む大きな  
一歩になるのではないかと国際社会は期待してい  
る。

我が国も、ミャンマーの今後について注視し、  
両国の関係について適時適切に対応していくこと  
は極めて大切だと考える。

従って、次の事項について質問する。

一 政府は今回のミャンマーにおける国会補欠選  
挙の結果をどのように評価しているのか、野田  
内閣の見解如何。

二 アウン・サン・スー・チー氏をリーダーとす  
る国民民主連盟は選挙で圧勝したが、議席数で

みると下院では一割に過ぎない。これについ  
て、政府はミャンマーの民主化が今後進展して  
いくのかどうかをどのように捉えているのか、  
野田内閣の見解如何。

三 今回の補欠選挙の結果を受けて、ASEAN  
諸国はその域内の経済拡大のため、ミャンマー  
に対しての支援策を協議し始めている。一方、  
欧米諸国は、経済制裁を解除するかどうか見極  
めている状況にある。日本政府としてミャン  
マーへの制裁解除などについて、今後どのよう  
に対応していくのか。また欧米諸国が制裁解除  
を緩和していく方向になった際、呼応すること  
もあり得るのか、野田内閣の見解如何。

四 ミャンマーの民主化の進展を図るために、日  
本政府として現在のミャンマー軍政府と協議を  
することもあり得るのか、野田内閣の見解如  
何。

五 ミャンマーの民主化の進展を図るために、日  
本政府としてアウン・サン・スー・チー氏と協  
議をすることもあり得るのか、野田内閣の見解  
如何。

六 今後において、ミャンマーと我が国との関係  
をどのように進めていくべきと考えられているの  
か、野田内閣の見解如何。

内閣衆質一八〇第一七三号

平成二十四年四月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出ミャンマーにおける  
我が国の対応に関する質問に対し、別紙答弁書  
を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出ミャンマーにお  
ける我が国の対応に関する質問に対する答  
弁書

一、二及び六について

平成二十四年四月一日に行われたミャンマー  
連邦共和国(以下「ミャンマー」という。)の国民  
代表院及び民族代表院並びに州議会等の補欠選  
挙において、アウン・サン・スー・チー氏を含  
む幅広い関係者が選挙に参加したことについ  
て、国際社会はミャンマーの民主化が進展して  
いるとおおむね認めており、我が国としても、  
ミャンマーの民主化に向けた大きな前進である  
と考え、歓迎しているところである。

ミャンマーの民主化を一層進展させるために  
は、国際社会による支援が重要であると認識し  
ており、我が国としては、引き続き、ミャン  
マーの政治及び経済分野における改革等の取組  
に対する支援を通じ、ミャンマーの民主化の一  
層の進展を促進していく考えである。なお、同  
月二十一日に予定されている日本・メコン地域  
諸国首脳会議の機会を捉えて開催される予定で  
あるテイン・セイン・ミャンマー大統領との首  
脳会談において、ミャンマー国民が民主化され  
たことの結果を広く実感できるように支援を行  
うことを表明することとしている。

三について

欧米諸国はミャンマーへの制裁を緩和しつつ  
あると承知しており、我が国としては、ミャン  
マーの民主化を進展させるため、欧米諸国を含  
む関係国と緊密に連携し、国際社会と一体と  
なってミャンマーの政治及び経済分野における

改革等の取組を支援していく考えである。

四及び五について

平成二十三年十一月に野田佳彦内閣総理大臣  
が、テイン・セイン・ミャンマー大統領に対  
し、同年十二月に玄葉光一郎外務大臣が、ま  
た、平成二十四年一月に枝野幸男経済産業大臣  
が、テイン・セイン・ミャンマー大統領等の  
ミャンマー政府関係者及びアウン・サン・  
スー・チー氏等に対し、それぞれ、ミャンマー  
の民主化に向けた前向きな措置を評価すると  
もに、ミャンマーの政治及び経済分野における  
改革等の取組を支援していく考えを述べたとこ  
ろである。

我が国としては、引き続き、ミャンマー政府  
関係者及びアウン・サン・スー・チー氏等との  
間で、それぞれ、このような話し合いを行って  
いく考えである。

平成二十四年四月六日提出  
質問 第一七四号

年金支給開始年齢の引き上げを見据えた今後  
の国家公務員制度の在り方に関する質問主意  
書

提出者 橋 慶一郎

年金支給開始年齢の引き上げを見据えた今  
後の国家公務員制度の在り方に関する質問  
主意書

平成二十五年度から年金支給開始年齢が引き上  
げられることに伴い、人事院は、平成二十三年九  
月三十日に国会及び内閣に対し、「定年を段階的  
に六十五歳に引き上げるための国家公務員法等の

改正についての意見の申出」を行った。これを受けて、内閣において再任用制度の活用や退職手当の見直しも含め、今後の国家公務員制度の在り方について具体化しつつあると聞いている。ついで私見の提案も含め、以下六項目にわたり質問する。

一 平成二十四年二月十六日に厚生労働省が労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会に示した「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」の概要によれば、民間部門においても、平成二十五年度から六十歳以上の希望者全てを継続雇用するよう促していく内容となっており、この考え方は国家公務員にも適用されるものと思う。国家公務員についても、定年延長であれ、再任用であれ、希望者全てが年金支給開始年齢まで勤務できる制度の構築が望ましいと思うが、内閣の見解を伺う。

二 これまで国家公務員には個別退職勧奨が行われてきているが、希望者全てに年金支給開始年齢まで勤務できるよう保障するのであれば、組織活力の維持を図る手段としては、運用基準が透明な「早期希望退職制度」を明確に規定する等の措置により、当該個別退職勧奨を行わないこととしてはと考える。内閣の見解を伺う。

三 これまで個別退職勧奨の対象になるケースが多かった幹部級の国家公務員について、「退職管理基本方針」(平成二十二年六月二十二日閣議決定)にも掲げられているように、法令で定める基準に合致する一定の範囲の公益社団法人及び公益財団法人への出向を認めることで、独立行政法人と同様に退職手当を通算し、一律に支給できることとし、複線型人事管理を可能にしはと考える。内閣及び人事院の見解を伺う。

四 役職定年制の導入や「退職管理基本方針」にも掲げられている専門スタッフ職の設定により、六十歳以降の国家公務員の公務職場における新たな働き方を形づくってはと考える。内閣及び人事院の見解を伺う。

五 再任用された職員の給与の在り方は、人事院の意見の申出の通り、六十歳前の約七パーセントとしてはと考える。内閣の見解を伺う。

六 国家公務員を退職した後に役員として国所管の公益社団法人ないし公益財団法人に就職する場合、独立行政法人のように原則として在職年数の上限を設け、給与も上限を定めるべきではと考える。内閣の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一七四号  
平成二十四年四月十七日  
内閣総理大臣 野田 佳彦  
衆議院議長 横路 孝弘殿  
衆議院議員橋慶一郎君提出年金支給開始年齢の引き上げを見据えた今後の国家公務員制度の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員橋慶一郎君提出年金支給開始年齢の引き上げを見据えた今後の国家公務員制度の在り方に関する質問に対する答弁書  
一 について  
政府としては、御指摘の人事院による「定年を段階的に六十五歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」(以下「定年引き上げのための意見の申出」という。)の趣旨、今国会に提出している高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案の内容等も踏まえ決定した「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」(平成二十四年三月二十三日国家公務員制度改革推進本部決定・行政改革実行本部決定)において、「定年退職する職員がフルタイム再任用(常時勤務を要する官職への採用)を希望する場合、当該職員の任命権者は、定年退職日の翌日、常時勤務を要する官職に当該職員を採用するものとする(こと)等」としているところであり、再任用による雇用と年金の接続を図ることとしている。

二 について  
退職勧奨(人事の刷新、行政効率の維持・向上を図る等のため、任命権者又はその委任を受けた者によつて職員本人の自発的な退職意思を形成させるための事実上の懲行爲であった、このような懲行爲を受けて退職する場合、国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)第四条の二の規定により記録が作成されることとなるものをいう。)については、任命権者があらかじめ設定した条件に合致し、職員が自発的に応募した場合に退職手当が優遇される希望退職制度を導入し、また、職員が定年まで勤務できる環境の整備を図っていく中で、基本的には無くしていく方向で検討することとしている。

三 について  
総務省としては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「公益法人認定法」という。)第二条第三号に規定する公益法人(以下「公益法人」という。)、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人等のうち、高い公共性が認められる業務を行う法人に職員を派遣することは意義があることから、「退職管理基本方針」(平成二十二年六月二十二日閣議決定)を踏まえ、当該業務を行うにふさわしい専門的な知識・経験を有する職員をこれらの法人に派遣できるようにする制度の構築に向け、現在、高い公共性が認められる法人の認定等のスキームとしてどのようなものがあり得るかにについての検討(以下「法人認定等に係る検討」という。)を行っているところである。

四 について  
人事院は、定年引き上げのための意見の申出において、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

平成二十二年八月十日の人事院勧告時の「公務員人事管理に関する報告」は、「職員の派遣については、国家公務員を公益法人等に派遣することについての意義や妥当性を整理し、高い公共性が認められる法人の認定等の選定を内閣において行うこととされており、本院としてもこれを踏まえ、当面、一定の条件の下で、現行法の範囲内で職員を派遣することができる仕組みについて、検討を行っていきたい。」としており、法人認定等に係る検討を踏まえ、人事院としても必要な検討を行っていくこととしている。

人事院は、定年引き上げのための意見の申出において、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

人事院は、定年引き上げのための意見の申出において、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

人事院は、定年引き上げのための意見の申出において、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

人事院は、定年引き上げのための意見の申出において、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

人事院は、定年引き上げのための意見の申出において、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

底されるまでの間の当分の間の措置として、本府省の局長、部長、課長等の一定の範囲の管理職が現行の定年である六十歳に達した場合には他の官職に異動させることとする役職定年制の導入が必要である旨、また、能力・実績に基づき人事管理の徹底や行政事務の執行体制の見直し等を進めていくことを前提に、職員的能力・経験を活用する観点から、専門スタッフ職等の整備について公務全体で取り組むことが必要である旨述べているところである。

政府としては、一について述べた再任用に当たり、定年引上げのための意見の申出の趣旨を踏まえ、本府省の局長、部長、課長等の一定の範囲の管理職については、他の官職で再任用することについて検討することとしている。また、専門スタッフ職については、退職管理基本方針、国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針等を踏まえ、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を公務内で積極的に活用できる環境を整備する観点から、その職域の整備を図ることとしている。

一について述べた再任用をされた職員の給与の在り方に関しては、総人件費改革や職員的能力活用の観点も踏まえつつ、今後検討することとしている。

六について  
御指摘のような措置を講ずることについては、公益法人は、独立行政法人と異なり民間法人であり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)及び公益

法人認定法において定められている事項を除き自律的な運営が可能なものであることを踏まえ、慎重な検討を要するものと考えている。

平成二十四年四月六日提出  
質問 第一七五号

東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する再質問主意書

提出者 河野 太郎

東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する再質問主意書

一 政府は、先の質問主意書に対する答弁の中で「各府省等が東京電力と締結している電力小売自由化部門の電気需給契約であつて同日以降に契約期間が満了するものについて、契約期間満了前に契約内容の変更に応じるか否かについては、個々の契約ごとに予算の効率的な執行の観点から判断すべきものと考えている」と述べているが、支払う必要のない電力料金を支払うことが予算の効率的な執行になるのはどういう場合か、具体的にのべよ。

内閣衆質一八〇第一七五号  
平成二十四年四月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿  
衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する再質問に対する答弁書

一について

各府省等において予算の効率的な執行か否かを判断するに当たっては、契約期間満了前の契約内容の変更による予算の執行額の増減が勘案されるべきものと考えている。

平成二十四年四月六日提出  
質問 第一七六号

東京電力の電力料金引き上げに関する再質問主意書

提出者 河野 太郎

東京電力の電力料金引き上げに関する再質問主意書

一 先の質問主意書への答弁の中で、政府は、「東京電力が現在の契約の契約期間満了までは値上げを拒否することについて需要家に対して説明をせずに、契約期間満了前に値上げを行うことに需要家が異議を唱えなければ同意したとみなすとしたことについては、適切ではないと考えている」と述べているが、経済産業大臣はこうした東京電力の値上げのやり方をいつ、どのように知ったのか。

二 先の質問主意書への答弁の中で、政府は「電気事業者と需要家との間の契約の内容を公表するかどうかについては、各契約当事者において判断されるべきものと考えている」と述べているが、それならば、東京電力が契約相手に対し

て、一律的に、契約の中で第三者への非開示を求めていることに対して、是正命令等、改善措置を促す行動をとるのか。

三 先の質問主意書への答弁の中で、政府は、

「政府と電気事業者との間の契約内容については、「公共調達の適正化について(平成十八年八月二十五日付け財計第二〇一七号財務大臣通知)において、政府は契約相手方と契約額等契約に係る情報を原則として公表しなければならぬ」と述べているが、独立行政法人、国立大学法人等にもこのルールを当てはめて契約内容を公開させるべきではないか。

四 先の質問主意書への答弁の中で、政府は「東京電力においては、需要家が希望する場合には、東京電力が交渉により合意に至らなかった場合の電気料金等について定めた電気事業法上の最終保障約款に基づく電気の供給を拒んではならないとされている」と述べているが、この最終保障約款が定める料金は、かなり高く設定されており、今回の東京電力の値上げ後の料金を上回ることが多い。つまり、東京電力にとっては、契約相手と真摯に交渉する必要がなく、需要家にしてみれば、現在のルールでは、値上げを呑むか、さらに高い最終保障約款の定める料金を支払うかしか選択がない。政府はこの状況をおかしいと考えているか。また、政府はこの状況をどのように是正するつもりか。

五 先の質問主意書への答弁の中で、政府は、「東京電力においては、需要家に対し、現在の契約の契約期間が満了した後、当該契約と同一の条件で電気の供給を引き続き行う義務はないが、一定期間後に一律的かつ機械的に供給を停

止することは適切ではなく、柔軟な対応がなされることと考慮されている」と述べているが、「柔軟な対応」とはどういう対応を想定しているのか。また、東京電力が「柔軟な対応」とするであろうと政府が期待する理由は何か。

六 需要家が東京電力との交渉が折り合わず、最終保障約款での電力供給を受けることになった後に、需要家が東京電力と再契約をしようとした場合、需要家はそのように保護されるのか。東京電力が再契約時に提示できる電力料金に何らかの制限があるのか。

内閣衆議一八〇第一七六号  
平成二十四年四月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
衆議院議長 横路 孝弘殿  
衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに関する再質問に対する答弁書

一について  
お尋ねについて、枝野経済産業大臣は、平成二十四年三月十五日に、インターネットを通じて御指摘の「東京電力の値上げのやり方」に係る情報に接し、また、同月十六日に、経済産業省事務方から報告を受け、把握した。

二について  
電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)に規定する特定規模需要の需要家に対する電気料

金を含む供給条件については、電気事業者と需要家との間の契約により決まるものであり、契約の内容を公表するかどうかについては、各契約当事者において判断されるべきものであると考えている。また、電気事業者が契約に当たつてどのような条件を需要家に提示するかについて、同法上特段の規制はないが、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)において、その内容について需要家に適切に説明すべきものと考えている。

三について  
お尋ねについては、独立行政法人及び国立大学法人等に対しては、政府は契約相手方や契約額等契約に係る情報を原則として公表しなければならぬとしている「公共調達の適正化について(平成十八年八月二十五日付け財計第二〇一七号財務大臣通知)」に掲げられた各項目に準じて各法人において公共調達の適正化に取り組みよう要請している。

四について  
現行制度上、特定規模需要については、需要家は、その所在地を供給区域に含む一般電気事業者だけでなく、他の一般電気事業者や特定規模電気事業者からも電気の供給を受けることが可能である。しかしながら、現時点では、需要家の選択肢は事実上限定されていると認識しており、これまでの電気事業制度改革の目的の一つである需要家の選択肢の確保が必ずしも達成されていないことから、需要家の多様な選択肢を確保することは電気事業制度改革の検討課題の一つであると考えている。

五について  
お尋ねの「柔軟な対応」とは、東京電力が、電

気の供給を停止する時期について、個々の顧客の置かれた状況を踏まえて個別に判断していくということである。また、これに関して、東京電力の西澤代表取締役社長は、平成二十四年四月五日の参議院予算委員会において、電気の供給を停止する時期について「いろんなケースがあると思いますので、お客様お一人一人の御事情をよくお聞きしながら・・・柔軟かつ丁寧な・・・対応には全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。」旨の答弁をしていると承知している。

六について  
特定規模需要の需要家が、東京電力との間で、最終保障約款に基づく電気の供給を受けることになった後、新たな需給契約を締結する場合において、東京電力が提示する料金について、電気事業法上特段の規制はない。なお、新たな需給契約が締結されない場合であつて、需要家が希望する場合には、東京電力は引き続き最終保障約款に基づく電気の供給義務がある。

平成二十四年四月六日提出  
質問 第一七七号  
電力の自由化に関する再質問主意書  
提出者 河野 太郎

電力の自由化に関する再質問主意書  
一 先の質問主意書への答弁の中で、政府は、「特定規模需要については、特定規模電気事業者の供給力の不足等により、需要家の選択肢は事実上限定されていると認識しており、これまでの電気事業制度改革の目的の一つである需要家の選択肢の確保が必ずしも達成されていない

ことから、需要家の多様な選択肢を確保することは電気事業制度改革の検討課題の一つであると考えている」と述べているが、特定規模電気事業者が一般電気事業者に支払わねばならない託送料金が高額であることが指摘され続けてきた。政府は、この託送料金について、今後、どのような時期に、どのような対応をとらうとしているのか。

二 先の質問主意書への答弁の中で、政府は、「一般電気事業者はその供給区域外における特定規模需要に係る需要家からの電気の供給の要請については、供給力の不足等を理由としてそのほとんどに依拠していないものと承知している」と述べているが、政府が把握しているそれぞれの一般電気事業者の供給能力を、発電所ごとに記せ。

三 先の質問主意書への答弁の中で、政府は、「一般電気事業者間の競争を促進すること等により、需要家の多様な選択肢を確保することは電気事業制度改革の検討課題の一つであると考えている」と述べているが、一般電気事業者の競争を促進するために、それぞれの一般電気事業者管内にある政府の施設を一つずつ選んでパッケージにして、そこに対する電力供給を入札するべきではないか。

四 先の質問主意書への答弁の中で、政府は、「これまでの電気事業制度改革の目的の一つである需要家の選択肢の確保が必ずしも達成されていない」と述べているが、なぜ、これまで「需要家の選択肢の確保が必ずしも達成されていない」状態が続いてきたのか、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一七七号

平成二十四年四月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出電力の自由化に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員河野太郎君提出電力の自由化に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の託送料金については、一般電気事業託送供給約款料金算定規則(平成十一年通商産業省令第百六号。以下「料金算定規則」という。)の一部を改正し、料金算定規則第一条第二項第三号に規定する変動範囲外発電料金について、従来、同項第二号に規定する変動範囲内発電料金の三倍とされていたものを、夜間時間その他これと同様の時間においては、当分の間、同変動範囲内発電料金の二倍に引き下げることとし、平成二十四年七月一日から施行することとしている。料金を含めた託送の在り方については、電気事業制度改革の検討課題の一つであると考えており、引き続き検討を進めてまいりたい。

二について

経済産業省のホームページにおいて、「今冬における電力会社の需給見通し」として、一般電気事業者である北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社の各発電所ごとの供給力を公表している。

三について

御指摘の「それぞれの一般電気事業者管内にある政府の施設を一つずつ選んでパッケージ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、入札の実施方法については、各府省庁において判断すべきものであると考えている。なお、一般電気事業者間の競争を促進することについては、電気事業制度改革の検討課題の一つであると考えており、引き続き検討を進めてまいりたい。

四について

お尋ねについては、これまでの電気事業制度改革において、特定規模電気事業者の供給力の確保、参入の促進等を結果的に十分実現できなかったためであると認識している。需要家の多様な選択肢を確保することは電気事業制度改革の検討課題の一つであると考えており、引き続き検討を進めてまいりたい。

平成二十四年四月六日提出  
質問 第一七八号

電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する再質問主意書

提出者 河野 太郎

電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する再質問主意書

一 先の質問主意書への答弁の中で、政府は、「東京電力は、平成二十三年六月以降、管理職社員の年収の二十五%の削減及び一般職社員の年収の二十%の削減を行っている」と述べているが、その結果、東京電力の管理職社員及び一

般職社員の平均給与はいくらになったと政府は認識しているか。

二 先の質問主意書に対する答弁の中で、政府は、「(東京電力からの電気料金の値上げに係る)当該申請が行われた場合には、電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議が平成二十四年三月十五日に取りまとめた報告書において、電気料金の原価を構成する人件費については、『常用労働者千人以上の企業平均値を基本に...類似の公益企業の平均値とも比較しつつ、査定を行うことが適当である。』とされている」と述べているが、自らが責任を負うべき事故を起こし、原子力損害賠償支援機構の支援がなければ破綻するような状況に陥った東京電力の今後の人件費が、『常用労働者千人以上の企業平均値』や『類似の公益企業の平均値』と比較されるべきなのか。もし、国民の税金が投入されるような事態になれば、さらに引き下げられるべきではないのか。

三 先の質問主意書への答弁の中で、政府は、「東京電力が直近の平成二十年に行った電気料金の改定においては、東京電力が保有する美術品については、原価に織り込まれていないが、東京電力が保有する福利厚生施設については、減価償却費等として原価に織り込まれている」と述べているが、政府が把握している東京電力が保有する福利厚生施設とその資産価値を記せ。また、認定特別事業計画においては、その福利厚生施設の全てが売却されることになるのか。また、東京電力が保有する美術品の資産総額はいくらだと政府は認識しているか。それら美術品は、四月一日の値上げ以前に全て売却

されたのか。もし、まだ売却が行われていない美術品があれば、いつまでに売却されるものと政府は認識しているか。

四 先の質問主意書への答弁の中で、政府は、「東京電力における役員の報酬については、代表取締役である会長、社長及び副社長計七名の平成二十二年度における報酬額は一人当たり約四千七百万円であり、東日本大震災(以下「震災」という。)の発生後において報酬は支給されていないと承知」と述べているが、震災後、東京電力から代表取締役に対して支払われた金品は、どのような名目でいくら支払われたと政府は認識しているか。

五 震災後、東京電力は、何人の顧問に対して、一人当たりおよそいくらの報酬その他を支払ってきたと政府は認識しているか。また、それぞれの顧問の氏名及び経歴、顧問としてどのような役割を果たしていたか、政府が認識しているところを記せ。

六 震災後に退任した取締役に対して支払われた退職慰労金の返還を求めることに関する政府の見解を問う。

七 先の質問主意書への答弁の中で、政府は、「認定特別事業計画においては、経営合理化のための方策として、東京電力の有する資産のうち、不動産については、原則として平成二十五年年度までに、約二千四百七十二億円相当を売却する」と述べているが、東京電力は、現時点で、不動産をいくら所有していると政府は認識しているか。不動産の種類ごとに政府の認識を記せ。

八 震災後に金融機関から東京電力に対して行われた融資に関して、政府がなんらかの保証をしているものがあるか。また、なんらかの保証をおこなったものがあるか。

内閣衆質一八〇第一七八号  
平成二十四年四月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員河野太郎君提出電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する再質問に対する答弁書

一について

東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)によれば、管理職社員及び一般職社員の削減後の基準内給与及び賞与の合計は、年間平均で約五百七十万円とのことである。

二について

東京電力及び原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という。)においては、政府が平成二十四年二月十三日に原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)に基づき認定した東京電力の特別事業計画(以下「認定特別事業計画」という。)について、平成二十四年春をめぐり変更の認定を受けることとして承知しているが、そのためには、人件費の引下げも含めて更に徹底した経営合理化のための方策等が必要になると認識している。

三について

東京電力によれば、東京電力は、平成二十二年年度末時点で、二十九の福利厚生施設を所有又は賃借しており、このうち、一般から賃借している物件二件、変電所が併設されており売却できない物件二件、本社に附属しており単独で売却ができない物件一件、福島県内の警戒区域内にあつて売却できない物件二件及び福島県内の警戒区域内の事務所の代替事務所として転用している物件一件については、売却を予定しておらず、また、残り二十一施設の売却予定額は合計で約百四十億円であるとのことである。政府としては、これら二十一施設については、認定特別事業計画に沿って、原則三年以内に売却されることと承知している。

また、東京電力によれば、東京電力は、同年度末時点で、三百十九点の美術品を所有しており、その簿価は合計で九千二百五十三万円であるが、このうち、平成二十三年度中に百九十九点を百八十二万円で売却済みであり、残りについても、早期に売却が行われるとのことである。

四について

東京電力によれば、東京電力は、株主総会における取締役の選任後に取締役会を開催して各取締役の年間の報酬額を定めているところ、東日本大震災(以下「震災」という。)発生後の平成二十三年六月二十八日の株主総会において選任された取締役については、その後開催された取締役会において、代表取締役の報酬を支払わないこととしたとのことである。他方、東京電力は、震災発生時に在任していた代表取締役につ

いては、その同意を得て、同年四月分の報酬を、平成十九年六月二十六日の株主総会の後に開催された取締役会において定めた代表取締役の報酬額から五十パーセント減額した額により支払うこととする。また、平成二十三年五月及び六月分の報酬を支払わないこととしたこととされており、これにより、震災発生後に支払われた同年三月分及び四月分の代表取締役一人当たりの報酬額を算定すると約六百三十八万円であるとのことである。なお、先の答弁書(平成二十四年四月三日内閣衆質一八〇第一四八号)四については、代表取締役の報酬については、「東日本大震災・・・の発生後において報酬は支給されていない」としているが、これは、震災発生後の平成二十三年六月二十八日の株主総会において選任された取締役については、その後開催された取締役会において、代表取締役の報酬を支払わないこととした旨、東京電力から聞いていることについて述べたものであるところ、仮に誤解を生じさせる表現であったとすれば遺憾であると考えている。

また、右の報酬とは別に、震災発生後に東京電力から代表取締役に対して業務に必要な交通費及び出張旅費が支払われているとのことであるが、お尋ねの「金品が何を指すのか必ずしも明らかではなく、金額をお答えすることは困難である。

五について

東京電力によれば、顧問の人数については、平成二十三年三月十一日時点で二十六人であったところ、その後の退任等により、平成二十四年三月三十一日時点で十一人となり、そのうち

有給の顧問が八人であり、無給の顧問が三人であったが、同日付けで全て退任したとのことであり、これらの延べ人数は二十九人であるとのことである。また、平成二十三年三月十一日以降、有給の顧問に対して支払われた報酬額の合計は約一億五千六百万円であり、有給の顧問の在職月数の総数を用いて一人当たりの報酬額を算定すると月額で約九十万円とのことである。

また、各顧問においては、経営に係る専門的な知識や経験に基づき助言を行っていたとのことであるところ、各顧問について、①氏名、②東京電力における最終の役職及び外部からの出身者の場合は出身省庁等をお示しすると、次のとおりであるとのことである。

- ①青木満 ②フェロー
- ①荒木浩 ②代表取締役会長
- ①石田徹 ②経済産業省
- ①榎本聡明 ②代表取締役副社長
- ①大西博康 ②取締役
- ①尾崎之孝 ②常務取締役
- ①片倉百樹 ②執行役員
- ①加納時男 ②代表取締役副社長
- ①川島毅 ②国土交通省
- ①栗本英雄 ②警察庁
- ①近藤純一 ②国際協力銀行
- ①清水正孝 ②代表取締役社長
- ①白川進 ②代表取締役副社長、通商産業省(当時)
- ①田村滋美 ②代表取締役会長
- ①築館勝利 ②監査役会会長
- ①津田廣喜 ②財務省
- ①那須翔 ②代表取締役会長

- ① 服部拓也 ② 代表取締役副社長
- ① 早瀬佑一 ② 代表取締役副社長
- ① 藤川寛之 ② 建設省(当時)
- ① 伏見健司 ② 常務取締役
- ① 榎本晃章 ② 代表取締役副社長
- ① 水谷克己 ② 常務取締役
- ① 南直哉 ② 代表取締役社長
- ① 峰松昭義 ② 理事
- ① 武藤栄 ② 代表取締役副社長
- ① 村田隆 ② 監査役会長
- ① 谷内正太郎 ② 外務省
- ① 吉越洋 ② フェロー

六について

震災発生後に退任した取締役に対して退職慰勞金は支払われていないと承知している。

なお、東京電力及び機構は、平成二十四年春をめどに法に基づき認定特別事業計画の変更の申請を行うこととしており、それまでに、退職慰勞金の請求権の放棄を始めとする、更なる経営責任の明確化のための方策について検討がなされるものと認識している。

七について

東京電力によれば、東京電力が平成二十三年度末時点で所有している不動産について、平成二十二年度末時点の連結上の簿価は、電気事業用資産について約七千三百四十一億円、非電気事業用資産について約四千五百六十二億円であるとのことである。

なお、認定特別事業計画において、東京電力は、電気事業に直接用いていない不動産について、用途等により処分方針を分類し、売却する

こととしたものについては、原則三年以内に売却を実施することとされている。  
八について  
お尋ねのような事実はない。

平成二十四年四月六日提出  
質問 第一七九号  
スマートメーターに関する質問主意書

提出者 河野 太郎

スマートメーターに関する質問主意書

一 発送電の分離に関する議論がこれから行われるという状況で、なぜ、この時点で、東京電力に単独で、スマートメーターを発注させるのか。日本全国の送電網をどのようにしていくのか、どのようなスマートグリッドをつくっていくのかという議論がオープンに行われ、それに基づいてスマートグリッドを構成するスマートメーターの仕様が決定されるべきではないか。今後、自由化が進めば東京電力以外の電気事業者も東京電力管内のスマートグリッドを使用することになるのに、東京電力一社が仕様を決めて発注することはおかしくないか。

二 一般電気事業者がそれぞれスマートメーターを独自仕様で導入すれば、スマートメーターによる事実上の地域独占がおきてしまいかねない。こうした状態を防ぐために、政府はどのような対応をしようとしているのか。

三 このスマートメーターを将来利用する可能性がある全ての事業者を入れたオープンな仕様決定を、なぜ、政府は行おうとしないのか。

四 なぜ、検針データを送るだけの端末を繋ぐために、インターネットや携帯電話網を利用するシステムではなく光ファイバーを東京電力が導入するようなことを政府は認めるのか。なぜ、TCP/IPが実装されないようなスマートメーターが利用されようとしているのか、政府はどう考えているのか。  
右質問する。

内閣衆質一八〇第一七九号  
平成二十四年四月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターに関する質問に対する答弁書

一から四までについて

経済産業省に設置された「スマートメーター制度検討会」においては、電気事業者のみならず、家電メーカー、通信事業者、学識経験者等の参加を得て、将来のより高度化された送配電網も視野に入れつつ、スマートメーターが満たすべき基本的な要件(以下「基本的要件」という。)について検討を行い、その結果を平成二十三年二月に取りまとめている。基本的要件を満たすスマートメーターについては、特定電気事業者が電気の供給を行う上で必要な機能を備えていると考えており、一般電気事業者が基本的要件を満たすスマートメーターを導入すること、必ずしも電力小売事業への参入障壁となるも

のではないかと考えている。なお、基本的要件については、国内外の技術革新や電気事業制度の見直しの状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行っていくことが適当であると考えている。

また、現在、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)及び原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という。)においては、東京電力が導入を検討しているスマートメーターについて、調達コストの抑制と透明性の向上の観点から、国内外の企業に対し、基本的要件を前提にした仕様に係る提案を募集しているところ、東京電力及び機構においては、寄せられる全ての提案について、費用対効果や国際標準の動向も踏まえ、通信方式や外部接続性等について、徹底的に検証を行い、その結果を適切に当該仕様へ反映していくものと承知している。

平成二十四年四月六日提出  
質問 第一八〇号

自主的避難者の現況把握に関する再質問主意書

提出者 秋葉 賢也

自主的避難者の現況把握に関する再質問主意書

私が提出した質問主意書(平成二十四年三月十九日提出質問第一四三号)に対する答弁書において、「自主的避難等対象区域」の設定にあたり、原発事故発生直後の平成二十三年三月十五日現在の福島県内の市町村別の自主的避難者の数を用いて検討したこと、また、その後の自主的避難者の数については推計値を用いて検討したこと等、様々

な問題点が明らかになった。従つて、これらに關して質問する。

一 答弁書によれば、政府は、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が平成二十三年十二月六日に決定した中間指針追補における「自主的避難等対象区域」の設定に当たつては、福島県からの報告により把握している平成二十三年三月十五日現在の自主的避難者の市町村別の数と、同年同月から九月までの同県内の地域ごとの自主的避難者の推計人数を用いた由である。ついで、福島県内の地域ごとの自主的避難者の推計人数を明らかにされたい。

二 政府は、各地域における自主的避難者の数を把握するため、「最も実情を把握し得る立場にある地方公共団体に照会するなどしてまいりたい」と答弁した。少なくとも福島県の隣接県の市町村全てについて実態を把握することは重要であると考えますが、照会する範囲についてどのように考えているのか。また、どの地方公共団体に照会したのか、地方公共団体を全て列挙されたい。

三 福島県などの被災した地方公共団体では、復興への取組みだけで予算も人員も足りないのが実態である。このような状況において、自主的避難者の数について自治体に再度照会するだけの確な回答が得られると政府は考えているのか。

四 市町村別の自主的避難者の数の実態調査について、自治体任せにしているから進まないのがある。前回の質問主意書で述べた趣旨のとおり、仙台に設けられた復興局などを用いて、国が自ら実情把握をすべきである。この復興局の人員が少なく復興局職員が直接調査するのが困難であれば、復興局が外部委託してでも調査す

べきである。これらの方法について政府の見解を明らかにされたい。

五 以上の四問は福島県を中心に聞いてきたが、宮城県、茨城県など福島県の隣接県についても自主的避難者が多数おり、的確に実態調査をする必要があると考える。政府の見解を明らかにされたい。

六 紛争審査会は三月十六日の中間指針第二次追補の決定以降、今回の紛争審査会の開会日程を公表していないが、これまでに示された損害賠償額の見直しなど課題は多く残っており、文部科学大臣は紛争審査会に対し、引き続き指針の見直しを行わせるべきと考える。政府の見解及び紛争審査会の今後のスケジュールを明らかにされたい。

内閣衆議院第一八〇第一八〇号  
平成二十四年四月十七日  
内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出自主的避難者の現況把握に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員秋葉賢也君提出自主的避難者の現況把握に関する再質問に対する答弁書

一 について

先の答弁書(平成二十四年三月二十七日内閣衆議院第一八〇第一四三号)及び三についてで述べたとおり、原子力損害賠償紛争審査会では、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関す

る中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)(平成二十三年十二月六日原子力損害賠償紛争審査会決定)の決定に当たつて、平成二十三年三月十五日現在の福島県内の市町村別の自主的避難者の数のほか、同県から報告を受けた同月から同年九月までの同県全体における自主的避難者の数、同県及び総務省が公表している同県内の人口の推移等を、同県内の地域ごとの自主的避難者の数の動向を推計するための資料として用いて検討したところであるが、具体的な数値としては、同県内の地域ごとの自主的避難者の数は推計してはいない。

二から五までについて

自主的避難者の数については、最も実情を把握し得る立場にある地方公共団体に照会するのが適切であるとされており、これまで、福島県及び宮城県に対して照会してきたところである。今後とも、必要に応じて各地域における自主的避難者の数を把握するため、両県を始めとする地方公共団体に照会するなどしてまいりたいと考える。

六 について

原子力損害賠償紛争審査会では、法律、医療及び原子力工学その他の原子力関連技術に関する学識経験を有する者が、公正中立な立場から審議を行い、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)に基づき賠償されるべき損害の範囲等についての指針を示してきたところであり、今後必要に応じ審議を行うこととしているが、現時点において、そのスケジュールをお示しすることは困難である。

平成二十四年四月六日提出  
質問 第一八〇第一号

竹島問題に關連する集会对する政府の対応等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

竹島問題に關連する集会对する政府の対応等に関する質問主意書

本年四月十一日、「日本の領土を守るため行動する議員連盟」と「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」が主催、島根県、同県議会、竹島領土権確立隠岐期成同盟会が後援し、「竹島問題の早期解決を求める東京集会」(以下、「東京集会」とする。)が開催される予定であると承知する。右を踏まえ、以下質問する。

一 その意義、必要性、何より我が固有の領土である竹島問題の解決に及ぼす影響等、「東京集会」に対する政府の評価、見解を述べられたい。

二 政府として、「東京集会」の招待を受けているか。

三 二で、受けているのなら、誰が招待を受けているのか、その者の官職氏名を全て挙げられたい。

四 三の者のうち、出欠を明らかにし、主催者側に伝えている者はいるか。

五 四で、いるのなら、その中で欠席する者に限り、欠席する具体的な理由は何か、また代理の者を出席させるか否か、メッセージ、祝電等を送る考えがあるか否かを、それぞれ明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一八一号  
平成二十四年四月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
衆議院議長 横路 孝弘殿  
衆議院議員浅野貴博君提出竹島問題に関連する  
集会对する政府の対応等に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員浅野貴博君提出竹島問題に  
関する集会对する政府の対応等に関する  
質問に対する答弁書

一について  
政府として、政府の主催ではない個々の集会对  
する評価及び見解を述べることは差し控え  
たい。いずれにせよ、引き続き、竹島問題に  
関する我が国の立場を主張し、同問題の平和的  
解決を図る上で、有効な方策を不断に検討して  
いく考えである。

二及び三について  
政府部内で確認した範囲では、政府におい  
て、御指摘の案内を受けている者は、野田佳彦  
内閣総理大臣、藤村修内閣官房長官、川端達夫  
内閣府特命担当大臣（沖繩及び北方対策）、玄葉  
光一郎外務大臣、平野博文文科科学大臣、鹿野  
道彦農林水産大臣、前田武志国土交通大臣及び  
田中直紀防衛大臣である。

四及び五について  
二及び三についてお答えした者は、公務の  
日程等の都合により出席できなかったが、政府  
から、山口壯外務副大臣及び長島昭久内閣総理  
大臣補佐官が出席した。また、お尋ねのような  
メッセージや祝電等を主催者に送ることはしな  
かった。

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領し  
た。

衆議院議員渡辺義彦君提出特定失踪者にかかわ  
るDNA鑑定問題に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員馳浩君提出復興特区に関する質問に  
対する答弁書

衆議院議員石川知裕君提出泊原発のストレステ  
ストデータ公開基準に関する質問に対する答弁  
書

衆議院議員木村太郎君提出理科支援員配置事業  
における存続の必要性に関する質問に対する答  
弁書

衆議院議員丹羽秀樹君提出知的障害養護学校の  
児童生徒数増加に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員丹羽秀樹君提出ため池の耐震対策に  
関する質問に対する答弁書

平成二十四年四月十日提出  
質問 第一八二号

特定失踪者にかかわるDNA鑑定問題に  
関する質問主意書

提出者 渡辺 義彦

特定失踪者にかかわるDNA鑑定問題に  
関する質問主意書

特定失踪者山本美保さん（昭和五十九年六月四  
日、山梨県甲府市の自宅を出て失踪。四日後の新  
潟県柏崎市の荒浜海岸で本人のセカンドバッグが  
発見される。当時二十歳。以下「美保」と略）につ  
いて、平成十六年三月五日、山梨県警察本部警備  
一課長が突然記者会見を行い、美保失踪十七日後  
の昭和五十九年六月二十一日、山形県遊佐町の海  
岸に漂着していた身元不明遺体（以下「Y」と略）の

骨髄と、美保の双子の妹である森本美砂の血液の  
DNA鑑定を行った結果が一致したと発表され  
た。

警察はDNA鑑定の結果の一致のみを理由に美  
保とYを同一人物としたが、公開されていない  
（家族等一部の者に関覧は許可されているが、コ  
ピー等は許されていない）DNA鑑定書のみが唯  
一の「証拠」となっている。

しかし、美保とYの身体サイズや身に付けてい  
た遺留品は、全く異なっていることが家族の証言  
及び客観的事実などで明らかにされており、警  
察、とりわけ外事警察への不信が高まっている。  
この疑問及び不明点を解き明かすことは警察への  
信頼を回復するためにも、拉致問題の真相究明の  
ためにも緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 事件当時の人事及び組織について

① 美保とYが同一人物であると山梨県警が  
発表した平成十六年三月五日当時、以下の役  
職にあつた者は誰か。  
警察出身の総理秘書官  
警察庁長官  
警察庁警備局長  
警察庁外事課長  
山梨県警警備一課長

② 右記山梨県警警備一課長が山梨県警に異動  
する前の役職は何で、山梨県警に異動したの  
はいつか。

③ その後警察庁警備局には外事情報部が新設  
されたと聞いているが、その時期はいつか。  
また、初代の外事情報部長及び当時の外事課  
長は誰か。

二 遺体鑑定について

① Yが美保であれば、海中に遺体があつた期  
間は最大限美保失踪の六月四日からYの発見  
された二十一日までの十七日間である。鑑定  
書によれば、Yは顔面に特別の外傷がないに  
もかわらず十三本の歯牙が脱落していた。  
通常歯根膜腐敗による歯牙の脱落は最短で  
三ヶ月程度かかるものと理解している。法医  
学の権威である上野正彦・元東京都監察医務  
院長は歯牙の脱落について「半年以上、ある  
いは一年くらい経たないと、歯茎が崩れて歯  
の根つこと骨が緩んでしまうということ  
すから非常に長い時間かかりますよ」とテレ  
ビ局の取材に対して語っているが、十七日間  
で脱落が起きるとするのはどのような場合で  
あるか。

② 鑑定書によればYは一部屍蝕化していたと  
されている。屍蝕化は冷たい海中において通  
気がない状態で死後三ヶ月程度して始まる  
と理解しているが、前記上野・元院長は同じく  
テレビ局の取材の中で、鑑定書の写真を見て  
「この遺体の写真を見る限りでは、かなり  
もう三か月から半年くらい過ぎたような感じ  
を受けますよね。で、一部屍蝕化しているよ  
うな感じも受けますので、屍蝕化するのには  
三か月以上はかからないとね、普通は」と  
語っているが、最大限十七日間で屍蝕化が  
始まるというのはどのような場合であるか。  
③ 前記歯牙脱落は歯根膜腐敗によつて起き、  
屍蝕化は腐敗しない条件で起きるが、この両  
者が十七日間で同時に起きるとするのはどの  
ような場合であるか。

④ Yの鑑定書四ページには「頭頂部から臀部下端まで約九五cm」とあり、十六ページには「右臀部下端に上右から下左に走る長さ約五・五cm、幅約一・五cmの創あり。創縁は整、創端は尖る(写真七・八・一二)」と記載されている。写真にある創の位置からすれば、「頭頂部から臀部下端が座高にあたる長さを示すものであることは明らかである。その場合、Yが美保であれば遺体の身長は百六十センチメートルであるから、座高九十五センチメートル、股下高六十五センチメートルという体型となる。美保の高三のときの身長は百五十九・五センチメートル、座高は八十七・四センチメートルであるから股下高は七十二・一センチメートルになり全く別人であることは明らかだが、これを同一人であるとする根拠は何か。

⑤ Yの遺留品であるブラジャーのサイズはA70であった。一方美保が通常着用していたブラジャーはB75ないしB80であった。多数の女性に確認したところではB75ないしB80のブラジャーを着用していた者がA70のブラジャーを着用することはほぼ不可能であり、できたとしても極めて無理な着用であつて本人が選ぶことはあり得ないとの一致した見解を得ている。警察は美保がA70のブラジャーを着用可能であるとしているが、それは「無理をすれば着用できる」という、可能性を論じているのか。あるいは美保が実際にA70のブラジャーを着用していたことを確認しているのか。

三 警察庁の認識について

① 本件について、平成二十四年四月二日に開催された拉致協議連合会の席上、牛嶋正人警察庁外事課長は「山本さんの事件につきましては、DNAの鑑定から漂着した遺体と一致したということでございますが、私共これをもつてこの事件が解決したなどとは思っておりません。DNAが一致した上で、事件の可能性もあります。あるいは拉致の可能性も否定できるものではありません。ですので、これについても引き続き捜査をやっておるところでございます」と発言している。警察庁としては現在もYと美保が同一人物であると断定しているのか。

② 平成十八年十一月九日の記者会見で、当時の漆間巖警察庁長官は拉致認定要件の緩和について「拉致ではないものが一件でもあると反撃を食らう。犯罪に該当するものを拉致事案に掲げており、警察が追加するとしたら(意思)反して移送されたなどの三要件は譲れない」と語り、拉致認定要件が厳格でなければならぬとしている。一方で前記のように美保とYには警察が発表した「DNAデータの一致」という言葉以外に両者が同一であることを示すものはないように思われる。拉致認定にあつては厳格で、拉致の可能性のある失踪者については、公開できない「DNA鑑定書」と称するもの以外同一と判断できる根拠に乏しい身元不明遺体であると断定するのはその姿勢自体が明らかに矛盾していると思うがいかがか。

内閣衆質一八〇第一八二号  
平成二十四年四月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
衆議院議長 横路 孝弘殿  
衆議院議員渡辺義彦君提出特定失踪者にかかわるDNA鑑定問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員渡辺義彦君提出特定失踪者にかかわるDNA鑑定問題に関する質問に対する答弁書

一の①について

お尋ねの役職にあつた者は、内閣総理大臣秘書官が小野次郎、警察庁長官が佐藤英彦、警察庁警備局長が瀬川勝久、警察庁警備局外事課長が五十嵐邦雄、山梨県警察本部警備部警備第一課長が丸山潤である。

一の②について

お尋ねの役職は、警察庁警備局外事課付兼長官官房総務課付であり、異動時期は、平成十四年九月三日である。

一の③について

お尋ねの時期は、平成十六年四月一日である。また、お尋ねの役職にあつた者は、警察庁警備局外事情報部長が三谷秀史、警察庁警備局外事情報部外事課長が五十嵐邦雄である。

二の①について

山梨県警察によると、同県警察において法医学の専門家に確認したところ、歯の脱落については、例えば、海中生物による蚕食等により顔面が白骨化し、歯と歯槽骨を接着する歯根膜の融解・消失が進み、これが海底、岩礁等に接触

等することにより死後早期に起こることがあるとのことである。

二の②について

山梨県警察によると、同県警察において法医学の専門家に確認したところ、屍蝕化は空気の遮断等により遺体に化学変化が起こり形成されるものであり、死後二週間程度で屍蝕化が発現した例があるとのことである。

二の③について

山梨県警察によると、同県警察において法医学の専門家に確認したところ、歯根膜の融解・消失と屍蝕化は別個の現象であり、双方の現象が死後早期に同時に進行しても矛盾はないとのことである。

二の④について

山梨県警察によると、同県警察において御指摘の鑑定書を作成した鑑定人に確認したところ、御指摘の身元不明死体は身体の一部が離脱していたものであり、当該鑑定書には、残存する御遺体の座高ではなく、全長が記されているとのことである。

二の⑤について

山梨県警察によると、御指摘の遺留品については、同県警察において関係メーカーに確認したところ、昭和五十六年に記録された山本美保氏の体型と同様の体型の方が着用することが可能なものであるとのことである。

三について

警察庁としては、山梨県警察において、検視及び司法解剖の結果得られた血液型、性別、推定年齢、推定身長等に関する事項、DNA型鑑定の結果等を踏まえ、御指摘の身元不明死体が

山本美保氏の御遺体であると判断したものと承知している。

平成二十四年四月十日提出  
質問 第一八三号

復興特区に関する質問主意書

提出者 馳 浩

復興特区に関する質問主意書

東日本大震災復興特別区域法(いわゆる復興特区法)が、平成二十三年十二月二十六日に施行され、例えば宮城県は、復興推進計画すなわち民間投資促進特区を作成し、本年二月九日に内閣総理大臣から認定を受けた。当計画によると、宮城県の中核産業である自動車関連産業等のものづくり産業の復興とともに、次世代を担う新たなものづくり産業の集積を目指しており、その関係上対象業種は八業種に限定されている。もとより当計画の妥当性は是認するものであるが、当計画により様々な問題点が生じることから、以下の事項について質問する。

一 復興推進計画においては、自動車関連産業等の八業種に限定しているが、どのような理由から八業種に限定しているにもかかわらず、当計画を政府は認定しているのか。

二 政府が認定した復興推進計画は、設備投資に對して税制の優遇等の支援が受けられるが、その支援対象は認定以後の設備投資に限っている。これでは、震災直後から自力で設備投資を行い、被災地域の雇用に貢献している企業に恩恵がなく、不公平ではないかとの疑念が生じるが如何。

平成二十四年四月二十六日 衆議院会議録第十七号 議長の報告

三 先の宮城県の復興推進計画においては、復興産業集積区域内で、かつ震災直後から設備投資を行い雇用の維持を図っている企業であつても、先の八業種でないために、政府の税制上の優遇を受けられないことになっている。このような不公平な状態を政府はどう認識しているのか。

四 三に関連して、このような不公平な状態を、別途の支援事業の創設も含めた然るべき是正措置を、宮城県はもちろん政府も検討すべきだと考えるが如何。

五 被災三県での震災による失業者は、現在においても十数万人にも上ると言われているが、その方々の失業保険の失効時期が近づいている今、早急に雇用確保の対策がとられるべきである。政府の対応策を具体的に聞きたいが如何。右質問する。

内閣衆質一八〇第一八三号  
平成二十四年四月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出復興特区に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員馳浩君提出復興特区に関する質問に対する答弁書

一 について  
お尋ねの復興推進計画については、地域特性をいかしたものでづくり産業のブランドデザイン等の再構築等を目標として定め、強みとなる地域特性や地域資源の活用を考慮して、集積を目指す

業種として自動車関連産業等の八業種を記載している等、東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。)第四条第九項及び復興特別区域基本方針(平成二十四年一月六日閣議決定。以下「基本方針」という。)において定められている認定基準を満たすと認められるため、同項の規定により認定したものである。

二 について

法第七条第一項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の法第三十七条第一項の規定による指定を受けた個人事業者又は法人は、同項の規定により、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)で定めるところにより、法第六条第一項に規定する認定復興推進計画(以下「認定復興推進計画」という。)に定められた法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域(以下「復興産業集積区域」という。)の区域内において機械等の取得等をした場合に課税の特例の適用を受けることができることとされているが、当該特例は、認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域への投資を促進することを目的とするものであることから、復興産業集積区域が定められた同条第一項に規定する復興推進計画が同条第九項の規定により認定された後に取得等をした機械等を対象としているものである。なお、認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内で震災特例法第十条の三第一項、第十七条の三第一項及び第二十五条の三第一項に規定する被災雇用者等(以下

「被災雇用者等」という。)を雇用している個人事業者又は法人は、法第三十八条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた場合には、同項の規定により、震災特例法で定めるところにより、当該指定後五年間に被災雇用者等に対して支給した給与等の額の一定割合の税額控除の適用を受けることができることとされている。

三及び四について

お尋ねの復興推進計画については、作成主体である宮城県及び同県内の三十四市町村が、基本方針に即して、強みとなる地域特性や地域資源の活用を考慮して、課税の特例の対象となる産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業として、自動車関連産業等の八業種を選定していることから、政府としてはその判断を尊重したものである。

五 について

被災地での雇用対策としては、平成二十三年十月二十五日に被災者等就労支援・雇用創出推進会議で取りまとめられた「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ3(第3段階)に基づき、地域経済の再生・復興のための産業政策の推進、被災地の強みである産業への支援策と一体となった雇用面での支援を行う事業復興型雇用創出事業及び若者、女性、高齢者、障害者等の雇用モデルの創造のための生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の推進、ハローワークによるきめ細かな職業相談の実施、

職業訓練の実施等に取り組んでいるところである。

平成二十四年四月十一日提出  
質問 第一八四号

泊原発のストレステストデータ公開基準に関する質問主意書

提出者 石川 知裕

泊原発のストレステストデータ公開基準に関する質問主意書

北海道電力は、ストレステストの入力データの詳細について、「商業的な機密情報にあたるものもある」として公開をしていない。ストレステストの入力データの詳細の公開基準について、政府は、どのように解釈しているのか質問する。

一 商業的な機密情報とは、どういうものを意味するとされているのか。

二 原子力安全・保安院が公開を求めた場合は、ストレステストの入力データの詳細の公開は可能なのか。可能でない場合は、その理由を説明されたい。  
右質問する。

内閣衆質一八〇第一八四号  
平成二十四年四月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員石川知裕君提出泊原発のストレステストデータ公開基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石川知裕君提出泊原発のストレステストデータ公開基準に関する質問に対する答弁書

一 について  
北海道電力株式会社(以下「北海道電力」という。)における御指摘の「商業的な機密情報」がどのようなものかについて、政府としてお答えする立場にない。

二 について  
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、経済産業省原子力安全・保安院においては、北海道電力に対して、その保有する情報を公開させる法令上の権限を有していない。なお、同院においては、原子力事業者が行った御指摘のストレステストの結果について確認を行う過程において、当該原子力事業者から必要に応じて資料を入手しているところ、当該資料については個人情報等に配慮した上でホームページで公表しているところである。

平成二十四年四月十一日提出  
質問 第一八五号

理科支援員配置事業における存続の必要性に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

理科支援員配置事業における存続の必要性に関する質問主意書

自公政権時の平成十九年度から実施されてきた理科支援員配置事業は、政権交代直後の平成二十一年十一月、行政刷新会議の事業仕分けによつ

て、「理科専任教員を長期的に確保しておけば必要ない事業であり、抜本的に見直すべき」などと指摘し「廃止」と評価され、今年度を以つて終了を余儀なくされる。

本事業の予算規模の推移を紐解いてみると、平成二十一年度では、理科支援員と特別講師の配置を合算しているものの、指定校配置数三千校、予算額二十四億五千万円に対し、次年度においては、それぞれ、二千百校、十億円と大幅に削減・減額されている。このことは、現場において、「平成二十二年から勤務時間数を制限され、支援時間が全く不足している」との声があり、その窮状を如実に表している。

子どもは言うに及ばず、小学校教員自体に理科離れが進み、特に学級担任教員においては、放課後事務作業に追われ、実験準備も儘ならず、さらに、実験が終わっても次の授業があるため片付けができないなど多忙化が現在においても進行しているため、理科支援員の役割や重要性は貴重な戦力である。然るに先の事業仕分けの指摘は当たらず、理科専任教員の配置が完了するまでのタイムラグにおいて、寧ろ理科支援員を増強すべきであり、本末転倒と考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 子どもは言うに及ばず、小学校教員自体に理科離れが進み、特に学級担任教員においては、放課後事務作業に追われ、実験準備も儘ならず、さらに、実験が終わっても次の授業があるため片付けができないなど多忙化が現在においても進行しているため、理科支援員の役割や重要性は貴重な戦力であると考え、野田内閣の見解如何。

二 政府の言う「理科専任教員を長期的に確保」の実行は、未来への科学技術開発にとつて待ったなしであり、特に若手研究者養成のために今後益々理科支援員の必要性が高まっていくものと考え、どのように分析しているのか、野田内閣の見解如何。

三 一及び二に関連し、理科支援員の役割や重要性は貴重な戦力であるにも拘わらず、先の事業仕分けの指摘は当たらず、理科専任教員の配置が完了するまでのタイムラグにおいて、寧ろ理科支援員を増強すべきであり、本末転倒と考えるが、野田内閣の見解如何。

四 本事業について、平成二十一年度では、理科支援員と特別講師の配置を合算しているものの、指定校配置数三千校、予算額二十四億五千万円に対し、次年度においては、それぞれ、二千百校、十億円と大幅に削減・減額され、平成二十三年度に至るまで先細りで見える影もない。当初の計画では、五年間継続と同時に実施校においても増やす方針であったにも拘わらず、最終目標に到達せずして終了することは、却つて税金の無駄遣いではないのか。現政府は、我が国の未来よりも、あくまで民主党のマニフェストに拘泥するのか、野田内閣の見解如何。

五 四に関連し、事業予算の大幅削減などにより、現場において、「平成二十二年から勤務時間数を制限され、支援時間が全く不足している」との声があるが、今後どのように対応していくのか、野田内閣の見解如何。

六 四及び五に関連し、社会保障費がこの十年間以上でかなり増えていることに対し、文教科科学振興費や公共事業は相当削減されている現実を

鑑み、この削減された分野を本来の姿に取り戻し、社会保障は恒久財源を確保することが重要と考える。現政府の「社会保障・税一体改革」において、文教科学振興費はどのように反映していくのか、野田内閣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一八〇第一八五号  
平成二十四年四月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出理科支援員配置事業における存続の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出理科支援員配置事業における存続の必要性に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

御指摘のような小学校の理科教育の現状において、理科支援員は、理科の授業における観察、実験等の活動の充実やそのような活動に関する教員の指導力の向上を図るという重要な役割を果たしてきており、平成二十一年に実施された行政刷新会議の事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）においても、理科教育の充実を図る必要性自体は否定されないものの、現行の理科支援員の配置事業では、その本質的な解決策とはなっていない等の観点から、内容、方法等を見直す必要があるとの趣旨で、まずは廃止すべきであるとの評価がなされたと考えている。

文部科学省としては、事業仕分けにおけるこのような評価の趣旨を尊重しつつ、理科支援員の配置事業に関する国民からの意見募集において、事業の廃止に反対する意見が多数寄せられたことも踏まえ、これを廃止するまでに三年程度かけることとするともに、その間も、これまで理科支援員が配置されたことのない学校を中心に理科支援員の配置が行われるよう配慮することとしたところである。また、科学的な見方や考え方を養う観点から理科における観察、実験等を重視している小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号）の趣旨が十分に実現されるよう、これまで教職員定数の改善も含め、理科の授業の質を高めるために環境の整備を推進してきたところであるが、今後とも、理科教育の充実に関する必要な支援策を検討してまいりたい。

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「社会保障・税一体改革大綱」（平成二十四年二月十七日閣議決定。以下「大綱」という。）では、子どもの教育等に関し、「子ども・子育て新システム」において幼保一体化などの機能強化を行う子ども・子育て新システムを創設すること及び「次世代を担う子ども・若者の育成」において教育の質と機会均等を確保するための方策、特に生計困難でありながら好成績を修めた学生等への支援を強化することなどの具体的な改革内容を記載しているところであり、今後、大綱の方針に沿って、適切に対応してまいりたい。

平成二十四年四月十二日提出  
質問 第一八六号  
知的障害養護学校の児童生徒数増加に関する  
質問主意書  
提出者 丹羽 秀樹

知的障害養護学校の児童生徒数増加に関する質問主意書

愛知県立春日台養護学校の平成二十三年度児童生徒数は四百二十五名であり、全国公立知的障害養護学校の中で七番目に児童生徒数が多く、愛知県内では四番目に多い。今年度も四月の時点で四百三十名を超えており、翌年度以降も児童生徒数の増加が見込まれる一方で、教室数の不足等、施設、敷地の飽和問題が顕在化しており、過大化の解消が喫緊の課題となっている。ついては、知的障害養護学校の過大化の解消に関して、現状および今後の方策につき、以下四項目にわたり質問する。

- 一 全国の知的障害養護学校の児童生徒数の増加に対し、これまでの取り組みおよび予算措置も含めた今後の方策について、文部科学省の見解を伺う。
- 二 全国の知的障害養護学校の児童生徒数の増加に対し、教員、職員の数並びに指導体制の拡充について、これまでの取り組みおよび今後の方策について、文部科学省の見解を伺う。
- 三 愛知県立春日台養護学校の児童生徒数の増加に対し、これまでの取り組みおよび予算措置も含めた今後の方策について、文部科学省の見解を伺う。

四 愛知県立春日台養護学校の児童生徒数の増加に対し、教員、職員の数並びに指導体制の拡充について、これまでの取り組みおよび今後の方策について、文部科学省の見解を伺う。右質問する。

内閣衆質一八〇第一八六号  
平成二十四年四月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員丹羽秀樹君提出知的障害養護学校の児童生徒数増加に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丹羽秀樹君提出知的障害養護学校の児童生徒数増加に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

文部科学省としては、御指摘の学校も含む全国の特別支援学校における教育の充実を図るため、特別支援学校における教室不足の実態把握に努め、把握した実態を踏まえつつ、特別支援学校の設置者である地方公共団体等による施設整備に対する財政支援を行うこと等により、教室不足の解消等、特別支援学校における教育環境について必要な取組がなされるよう努めるとともに、特別支援学校の教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るための研修の推進、特別支援学校の児童生徒数等を踏まえた特別支援学校に係る教職員の配置の適正化等を行ってきたところである。

同省としては、平成二十四年度予算において、公立の特別支援学校等の施設整備に対する財政支援に要する経費として千二百四十五億八千百万円を計上するとともに、特別支援教育に関する教育課程の研究、乳幼児期からの教育ニーズを把握して必要な支援を行う体制の構築等、特別支援教育の体制整備を総合的に推進するための事業に要する経費として約一億二千四百万円を計上するなどしたところであり、今後とも、特別支援学校において知的障害のある児童生徒が十分な教育を受けることができるよう取り組んでまいりたい。

平成二十四年四月十二日提出  
質問第一八七号  
ため池の耐震対策に関する質問主意書

提出者 丹羽 秀樹

ため池の耐震対策に関する質問主意書

愛知県では、東海地震の強化地域や東南海・南海地震の推進地域の指定を受けて、平成十六年度から大規模地震により決壊した場合に甚大な被害が想定されるため池九十六か所について、耐震点検を行い、耐震性が不足するため池においては優先的に耐震改修を実施している。東日本大震災では、東北地方においてため池が決壊したことにより農用地、農業用施設への被害だけでなく、地域住民の生命、財産等にも甚大な被害が発生したことから、大規模地震の地域指定を受ける愛知県内のため池の耐震整備の早急化は喫緊の課題であ

る。ついては、ため池の耐震化に対する今後の方策について、以下四項目にわたり質問する。

- 一 愛知県のため池の耐震対策に係る事業について、直近五年間の国からの交付金および補助金の総額について年度毎に農林水産省に伺う。
- 二 大規模地震の地域指定を受ける愛知県のため池の耐震対策に係る事業に対して、今後の交付金および補助金の増額について、農林水産省の見解を伺う。
- 三 平成二十四年三月三十一日の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」にて公表された、南海トラフの巨大地震による震度分布、津波高の推測結果を受けて、従来の被災想定区域内におけるため池の耐震設計基準の見直しの余地について、農林水産省の見解を伺う。
- 四 東海地震や東南海・南海地震の指定地域、南海トラフの巨大地震の被災想定地域におけるため池の耐震対策事業の所轄官庁について、震災発生による決壊時の地域住民の生命、財産等に莫大な被害を及ぼす点から総合的な防災対策の重点事項として、従来の農林水産省から内閣府の防災担当への管轄移管について、農林水産省および内閣府の見解を伺う。

内閣衆議一八〇第一八七号  
平成二十四年四月二十日

衆議院議長 横路 孝弘殿  
内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議員丹羽秀樹君提出ため池の耐震対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員丹羽秀樹君提出ため池の耐震対策に関する質問に対する答弁書

一について

農林水産省が把握している農業用ため池の耐震化に関する事業に係る平成十九年度から平成二十二年度までの間における国から愛知県に対する交付金及び補助金の総額については、それぞれ、平成十九年度においては約一億六千八百万円、平成二十年においては約一億八千万円、平成二十一年においては約一億八千万円、平成二十二年においては約一億六千三百万円である。なお、平成二十三年については、愛知県から報告を受けていないため、お答えすることは困難である。

二について

平成二十二年度まで農林水産省が計上していた農業用ため池等の農業用施設の耐震化に関する事業については、平成二十三年から地域自主戦略交付金として内閣府が計上しており、愛知県が地域の実情に応じて配分することを可能としている。加えて、農林水産省は、東日本大震災を踏まえ、平成二十三年第三次補正予算及び平成二十四年度予算において、農業用ため池等を対象とする震災対策農業水利施設整備事業を、新たに実施しているところである。なお、今後の予算については、予算編成過程において検討していく考えである。

三について

農業用ため池の整備に係る耐震設計の基準については、東日本大震災を踏まえ、想定される最大の地震にも対応できるよう、農林水産省が

定める指針の見直しを行っているところである。

四について

防災対策に関しては、各府省が連携して総合的に施策を講じているところであるが、農業用ため池の耐震化は、水利利用の状況等の営農条件を踏まえつつ行っている農業用排水施設の整備と一体的に行う必要があることから、政府としては、農業用ため池の耐震化に関する事業については、引き続き農林水産省が所管すべきものと考えている。

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員河野太郎君提出「試し出勤」についての官民格差に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本一郎君提出全国防災事業による橋梁の長寿命化の促進に関する質問に対する答弁書

平成二十四年四月十三日提出  
質問第一八八号

「試し出勤」についての官民格差に関する質問  
主意書

提出者 河野 太郎

「試し出勤」についての官民格差に関する質問  
問主意書

心の健康問題により休業している労働者の職場復帰のための対策については、平成十六年十月に「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」が公表され、心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援のための事業場向けマニュアルとして活用されてきた。また、人事

院は、円滑な職場復帰及び再発防止に関する「円滑な職場復帰及び再発防止のための受入方針」(以下「受入方針」という。)を含む「心の健康のため」の早期対応と円滑な職場復帰(平成十七年七月早期対応・職場復帰対策専門家会議)をとりまとめた。

いづれにおいても、円滑な職場復帰を図るために有効な方策として、病気休暇中又は病気休暇中に実施する「試し出勤」が取り上げられているが、民間企業の労働者と国家公務員がこれを実施する際の処遇や災害が発生した場合の対応について、以下の通り質問する。

一 民間企業では、「試し出勤」は長期に休業している労働者が職場復帰前に行うこととされているが、「試し出勤」実施中に発生した災害は、労働者災害補償保険法の「業務災害」又は「通勤災害」に該当するか。どのような場合に該当するか、詳しく述べよ。もし該当するならば、「試し出勤」実施中に発生した災害が業務災害または通勤災害として補償の対象となり得ることを、国として民間企業に周知徹底すべきではないか。例えば、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を改訂して、その旨より明解に記載すべきではないか。「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」には「この制度の導入に当たっては、この間の処遇や災害が発生した場合の対応、人事労務管理上の位置づけ等について、あらかじめ労使間で十分に検討しておくとともに、一定のルールを定めておく必要がある」とあるが、こうしたルールを定めている企業を政府はいくつ認識しているか。

二 「円滑な職場復帰及び再発防止のための受入方針」の改定について(「職職」254平成二十二年七月三十日)別紙の「V その他職場復帰支援に関して検討・留意すべき事項 1 「試し出勤(復帰に向けた登庁訓練)」について」に、「試し出勤」とは「療養のため長期間職場を離れている職員が、職場復帰前に、元の職場などに一定期間継続して試験的に出勤をすること」とあり、また、「病気休暇又は病気休暇により長期間職場を離れている職員で、主治医、健康管理医等及び健康管理者により復職可能の時期が近いと判断された者のうち、「試し出勤」の実施を希望する者」が対象とある。「試し出勤」は、病気休暇中又は病気休暇中の職員が、職場復帰前に行うものであるから、公務には該当しないという理解でよろしいか。

三 「円滑な職場復帰及び再発防止のための受入方針」の改定について(通知)「試し出勤」実施要綱に「9 給与 「試し出勤」実施中の職員に対しては、病気休暇期間中又は病気休暇中の職員に対して支給される給与等以外は、いかなる給与も支給しないこととする。」とある。

- ① 病気休暇中に給与が支給される法的根拠は何か。
- ② 病気休暇中に支給される「給与等」の具体的内容を記せ。
- ③ 病気休暇中に給与が支給される法的根拠は何か。
- ④ 病気休暇中に支給される「給与等」の具体的内容を記せ。
- ⑤ 国家公務員共済組合法第五十一条第一項第一

八号の傷病手当金は、「給与等」に含まれるか。

四 「試し出勤」実施要綱に「10 公務災害又は通勤災害 本件通知に基づく「試し出勤」実施中に発生した災害については、公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合があり、「試し出勤」実施中に発生した災害の認定に当たっては、必要な資料を添えて人事院事務局職員福祉局長に協議することとする。」とあるが、どうした場合に、「試し出勤」実施中に発生した災害が公務上の災害と認められるのか、また、通勤による災害と認められるのか。病気休暇中又は病気休暇中に実施される「試し出勤」が公務に該当するのはどのような場合なのか。右質問する。

内閣衆質一八〇第一八八号  
平成二十四年四月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出「試し出勤」についての官民格差に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)  
衆議院議員河野太郎君提出「試し出勤」についての官民格差に関する質問に対する答弁書

一 について  
民間におけるいわゆる「試し出勤」中に労働者が受けた災害については、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七條第一項第一号に規定する業務災害又は同項第二号に規定する通勤災害(以下「業務災害等」という。)に該

当する場合がある。この点については、御指摘の「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」の改訂を含め、具体的な方策を講じ、民間企業に対する周知の徹底を図っていきたい。

具体的にどのような災害が業務災害等に該当するかについては、個別の事案ごとに判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、「試し出勤」をしている労働者が、例えば、復帰を予定する職場において、使用者の指示に基づき当該職場の業務に関連する作業に従事するなどの状況において、当該作業に起因して災害を受けた場合や、当該作業を行うために通勤する途中で災害を受けた場合には、業務災害等として認められることがあり得るものである。

なお、「試し出勤」については「ルール」を定めている企業」の数については、把握していない。  
二及び四について

二 円滑な職場復帰及び再発防止のための受入方針」の改定について(通知)(平成二十二年七月三十日付け職職一二五四人事院事務局職員福祉局長通知)に定める「試し出勤」実施要綱に従って行われる「試し出勤」(以下「実施要綱」による「試し出勤」という)は、その職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ)の職務そのものとして位置付けられるものではないが、精神・行動の障害により療養のため長期間職場を離れている職員で職場復帰が可能と考えられる程度に回復したものが、職場復帰に向け、その復帰を予定する職場の業務に関連する作業に従事するものであり、実施要綱に

よる試し出勤中に職員が受けた災害については、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条第一項の公務上の災害又は通勤(同法第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害(以下「公務災害等」という。)に該当する場合がある。

具体的にどのような災害が公務災害等に該当するかについては、個別の事案ごとに判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、実施要綱による試し出勤をしている職員が、例えば、復帰を予定する職場において、あらかじめ定められた実施プログラムに基づき、当該職場の業務に関連する作業に従事するなどの状況において、当該作業に起因して災害を受けた場合や、当該作業を行うために通勤する途中で災害を受けた場合には、公務災害等として認められることがあり得るものである。

三について  
職員の病気休暇中に支給される給与については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第十五条において「休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。」と規定され、この「休暇」には病気休暇も該当することから、一般職給与法に基づき、病気休暇が承認される期間、その職員に対しては、俸給及び諸手当(俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当、特勤勤務手当

(一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。)、期末手当及び勤労手当をいう。以下同じ。)の全額を支給することとされている。ただし、一般職給与法附則第六項の規定に基づき、職員が負傷(公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)(又は疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。))に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して九十日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、俸給並びに地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、期末手当及び勤労手当の算定の基礎となる俸給の月額半額を減することとされている。また、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。))に基づき、病気休暇が承認される期間、その職員に対しては、寒冷地手当の全額(同項の規定の適用を受ける職員にあつては、その額からその半額を減じた額)を支給することとされている。

職員の病気休暇中に支給される給与については、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、一般職給与法第二十三条第一項の規定に基づき、その休職の期間中、その職員に対しては、俸給及び諸手当の全額を支給することとされており、職員が同項及び結核性疾患以外の心身の故障により同号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、同条第三項の規定に基づき、その休職の期間が満一年に達するまでは、その職員に対しては、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当の

それぞれ百分の八十を支給することができることとされている。また、寒冷地手当法に基づき、同条第一項の規定により給与の支給を受ける職員に対しては、寒冷地手当の全額を支給することとされ、同条第三項の規定により給与の支給を受ける職員に対しては、その額にその職員の俸給の支給について用いられた同項の規定による割合を乗じて得た額を支給すること等とされている。

このほか、病気休暇中又は病気休暇中の職員に対しては、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第五十一条第一項第八号の傷病手当金その他の法令に基づく給付が行われることがあり、これらの給付は、お尋ねの「給与等」に含まれるものである。

平成二十四年四月十三日提出  
質問 第一八九号

全国防災事業による橋梁の長寿命化の促進に関する質問主意書

提出者 橋慶一郎

全国防災事業による橋梁の長寿命化の促進に関する質問主意書

我が国の道路に架かる橋梁は、モータリゼーションが急速に進展した昭和三十年代以降に完成したものが多く、架橋後五十年を経過するものが今後急増するものと見込まれる。このため、国土交通省では、全国の地方自治体に対し、道路橋の点検、長寿命化修繕計画の作成、さらには修繕の実施を促している。一方、東日本大震災に鑑み、平成二十三年度第三次補正予算にて全国防災事業が設けられ、「大震災を教訓として、全国的に緊

急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策に配分されているところである。ついては、全国防災事業による橋梁の長寿命化の促進を願う立場から、以下五項目にわたり質問する。

一 我が国の道路橋(橋長十五メートル以上。以下同じ。)の総数及び建設後五十年以上経つ橋梁の数を伺う。  
二 都道府県及び市町村における道路橋の点検、長寿命化修繕計画の作成、長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施について、国土交通省が把握している都道府県(政令指定市を含む。)及び市町村の実施率をそれぞれ伺う。

三 現在、国が地方公共団体に対して道路橋の点検、長寿命化修繕計画の作成、長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施について、取り組みの促進を図る上で具体的に実施している支援策の内容を伺う。  
四 橋梁は、適切な長寿命化修繕を施すことで、どの程度耐用年数を伸ばすことができるのか、国土交通省の見解を伺う。

五 今回設けられた全国防災事業の使途として、道路橋の長寿命化修繕が有効ではないかと考えるが、国土交通省の見解を伺う。  
右質問する。

内閣衆質一八〇第一八九号  
平成二十四年四月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
衆議院議長 横路 孝弘殿  
衆議院議員橋慶一郎君提出全国防災事業による橋梁の長寿命化の促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員橋慶一郎君提出全国防災事業による橋梁の長寿命化の促進に関する質問に対する答弁書

一について

橋長十五メートル以上の道路橋(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条に掲げる道路の一部を構成する橋梁をいう。ただし、横断歩道橋を除く。以下同じ。)の数は、平成二十二年四月一日現在、全国で十五万七千四百四十二であり、このうち、同日時点において建設から五十年を経過しているものは、建設の時期が不明なものを除き、全国で一萬四千五百六十八であると把握している。

二について

平成二十三年三月末日現在、都道府県及び政令指定都市(以下「都道府県等」という。)並びに市町村(政令指定都市を除き特別区を含む。以下同じ。)が管理する橋長十五メートル以上の道路橋のうち点検を実施したものの割合は、都道府県等が管理するものについては約九十八パーセント、市町村が管理するものについては約七十三パーセントと把握しており、また、長寿命化修繕計画を策定したものの割合は、都道府県等が管理するものについては約九十四パーセント、市町村が管理するものについては約二十七パーセントと把握している。

なお、これらの割合の算出に当たり、岩手県、宮城県及び福島県(以下「三県」という。)、仙台市並びに三県内の市町村が管理する道路橋については、平成二十二年三月末日現在の数値を用いている。

また、地方公共団体が策定した現行の長寿命化修繕計画において当該計画期間中に修繕を実施することとしている橋長十五メートル以上の道路橋のうち、平成二十三年三月末日までに修繕を完了したものと及び同日時点において修繕を実施中のものの合計の割合は、都道府県等が管理するものについては約十一パーセント、市町村が管理するものについては約二パーセントと把握している。

なお、これらの割合の算出に当たり、三県、仙台市及び三県内の市町村が管理する道路橋の数値については、含めていない。

三について  
国土交通省においては、地方公共団体が実施する道路橋の点検、長寿命化修繕計画の策定及び修繕について、技術講習会の実施や専門家の派遣、社会資本整備総合交付金等による支援を行っている。

四について  
個々の道路橋において、その構造や周辺環境、交通量等の利用状況、老朽化の状況が様々であることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

五について  
全国防災事業の実施に当たっては、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業という観点から、災害発生時における被害を軽減し、円滑かつ迅速な応急活動を支援するために、道路橋については耐震補強を実施しているところである。

一方で、老朽化する道路橋を適切に維持管理

していくためには、定期的な点検に基づく予防的な修繕等を計画的に実施することが重要であり、耐震補強を実施する道路橋について修繕が必要な場合には併せて修繕も実施し、長寿命化に資するよう効果的な対策を進めているところである。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案  
右  
国会に提出する。

平成二十三年二月十四日

内閣総理大臣 菅 直人

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 研究開発事業等の促進(第四条—第十条)

第三章 雑則(第十二条—第十五条)

第四章 罰則(第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に伴い、我が国がアジア地域その他の地域における国際的な経済活動の拠点となることが重要となっていることに鑑み、我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行うおうとする特定多国籍企業の活動を促進するた

めの特別の措置を講ずることにより、新たな事業の創出を図るとともに、就業の機会の増大に寄与し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定多国籍企業」とは、次の各号のいずれにも該当する法人をいう。

- 一 法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域(以下この号及び第四項において「国等」という。)以外の国等に当該法人の子法人等(当該法人がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。)の過半数を保有していることその他の当該法人と密接な関係を有する法人として主務省令で定める法人をいう。)を設立している法人であつて、国際的規模で事業活動を行っている
- 二 高度な知識又は技術を有すると認められるものとして主務省令で定める法人
- 三 この法律において「国内関係会社」とは、特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する国内の会社として主務省令で定める会社をいう。

3 この法律において「研究開発事業」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術(以下この項において「高度技術」という。)の研究開発を行う事業(当該高度技術を用いて製品又は役務を開発する事業を含む。)のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見

込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。

4 この法律において「統括事業」とは、二以上の法人（これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国等の数が二以上であるものに限る。）

のそれぞれの総株主等の議決権の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、当該二以上の法人に対する出資その他の当該方針の実施を確保する事業その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。

5 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社及び常時使用する従業員の数が三百人以下の会社であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社及び常時使用する従業員の数が百人以下の会社であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社及び常時使用する従業員の数が百人以下の会社であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以上の会社であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社及び常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

（基本方針）

第三条 主務大臣は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の内容に関する事項
- 三 我が国事業者の特許発明、技術等の国外流出の防止その他特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に際し配慮すべき事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 研究開発事業等の促進

（研究開発事業計画の認定）

第四条 我が国において新たに研究開発事業を行うため、当該研究開発事業を行う国内関係会社を設立しようとする特定多国籍企業（その子法人等（当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する法人として主務省令で定める法人をいう。第六条第一項において同じ。）が既に我が国において当該研究開発事業を行っている場合における当該特定多国籍企業を除く。）は、当該研究開発事業に関する計画（以下「研究開発事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 研究開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 研究開発事業の内容
- 二 研究開発事業に常時使用する従業員の数その他の従業員に関し主務省令で定める事項
- 三 実施期間
- 四 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及びその設立される国内関係会社が行う研究開発事業以外の事業の有無
- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る研究開発事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる従業員の数が主務省令で定める数以上であることその他従業員に関し主務省令で定める要件に適合するものであること。

三 前項第三号に掲げる実施期間が主務省令で定める期間であること。

四 前項第一号から第四号までに掲げる事項が研究開発事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら研究開発事業を行うものであること。

（研究開発事業計画の変更等）

第五条 前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る研究開発事業計画に従つて設立された国内関係会社を含む。以下「認定研究開発事業者」という。）は、当該認定に係る研究開発事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定研究開発事業者が前条第一項の認定に係る研究開発事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発事業計画」という。）に従つて研究開発事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定研究開発事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定研究開発事業者に対し

て、当該認定研究開発事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定に準用する。

(統括事業計画の認定)

第六条 我が国において新たに統括事業を行うため、当該統括事業を行う国内関係会社を設立しようとする特定多国籍企業(その子法人等が既に我が国において当該統括事業を行っている場合における当該特定多国籍企業を除く。)は、当該統括事業に関する計画(以下「統括事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その統括事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 統括事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 統括事業の内容
  - 二 統括事業に常時使用する従業員の数その他従業員に関し主務省令で定める事項
  - 三 実施期間
  - 四 統括事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
  - 五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及びその設立される国内関係会社が行う統括事業以外の事業の有無
- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る統括事業計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる従業員の数が主務省令で定める数以上であることその他従業員に関し主務省令で定める要件に適合するものであること。

三 前項第三号に掲げる実施期間が主務省令で定める期間であること。

四 前項第一号から第四号までに掲げる事項が統括事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら統括事業を行うものであること。

(統括事業計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る統括事業計画に従つて設立された国内関係会社を含む。以下「認定統括事業者」という。)は、当該認定に係る統括事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定統括事業者が前条第一項の認定に係る統括事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定統括事業計画」という。)に従つて統括事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定統括事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定統括事業者に対して、当該認定統括事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定に準用する。

(外国為替及び外国貿易法の特例)

第八条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十六条第一項に規定する外国投資家が認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて行おうとする国内関係会社の株式又は持分の取得について同法第二十七条第一項の規定による届出をした場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「三十日」とあるのは、「二週間」とする。

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第九条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 認定研究開発事業者又は認定統括事業者である中小企業者が認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて研究開発事業又は統括事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 認定研究開発事業者又は認定統括事業者である中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて研究開発事業又は統括事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)(又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項に

おいて同じ)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)(又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む)の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)(又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)(又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(特許料等の特例)

第十条 特許庁長官は、認定研究開発事業計画に従つて行われる研究開発事業の成果に係る特許発明(当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)について、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第一百七十七条の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

- 一 当該研究開発事業を行う中小企業者

官 報 (号 外)

二 その特許発明が特許法第三十五条第一項に規定する従業者等(以下この号及び次項第二号において「従業者等」という。)がした同条第一項に規定する職務発明(次項第二号において「職務発明」という。)であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同条第一項に規定する使用者等(以下この号及び次項第二号において「使用者等」という。)に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

2 特許庁長官は、認定研究開発事業計画に従つて行われる研究開発事業の成果に係る発明(当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 当該研究開発事業を行う中小企業者
  - 二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等
- (課税の特例)
- 第十一条 認定研究開発事業者(第四条第三項第五号に適合するものとして研究開発事業計画の

認定を受けた者が認定研究開発事業計画に従つて設立した国内関係会社に限る。次項において同じ。)又は認定統括事業者(第六条第三項第五号に適合するものとして統括事業計画の認定を受けた者が認定統括事業計画に従つて設立した国内関係会社に限る。次項において同じ。)の当該認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて行う研究開発事業又は統括事業に係る所得については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 認定研究開発事業者又は認定統括事業者の取締役、執行役又は使用人である個人が、外国法人(当該認定研究開発事業者又は認定統括事業者を当該外国法人の子会社等(当該外国法人がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該外国法人と密接な関係を有する国内の会社として主務省令で定める会社をいう。)とするものに限る。以下この項において同じ。)から与えられた新株予約権の行使により当該外国法人の株式の取得をした場合における当該株式の取得に係る経済的利益については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三章 雑則

(国、地方公共団体等の責務)

第十二条 国、地方公共団体及び独立行政法人日本貿易振興機構は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業を促進するため、当該研究開発事業及び統括事業の円滑な実施のための事業環境の整備その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十三条 国は、認定研究開発事業者又は認定統括事業者に対し、当該認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて行われる研究開発事業又は統括事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十四条 主務大臣は、認定研究開発事業者に対して報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定統括事業者に対し、当該認定統括事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第十五条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、経済産業大臣、研究開発事業の成果が直接利用される事業を所管する大臣及び統括事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 第四条第一項、同条第三項(第五条第四項において準用する場合を含む)、第五条第一項から第三項まで及び前条第一項における主務大臣は、経済産業大臣及び研究開発事業の成果が直接利用される事業を所管する大臣とする。

3 第六条第一項、同条第三項(第七条第四項において準用する場合を含む)、第七条第一項から第三項まで及び前条第二項における主務大臣は、経済産業大臣及び統括事業に係る事業を所管する大臣とする。

4 第二条第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第十一条第二項における主務省令は、第一項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二条第三項、第四条第一項、第二項第二

号並びに第三項第二号及び第三号並びに第五号第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二条第四項、第六条第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第七条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

第四章 罰則

第十六条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行うおとする特定多国籍企業の活動を促進するため、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針の策定並びに特

特定多国籍企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画の認定について定め、これらの計画に基づく事業の実施について、外国為替及び外国貿易法、中小企業投資育成株式会社法、特許法等の特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、第七十七回国会閣法第二六号）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び特定多国籍企業が作成する事業計画の認定について定め、認定を受けた計画に基づく事業の実施について、法人税負担の軽減等の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 対象となる事業活動

二国以上に法人を設立し、国際的規模で事業活動を行い、かつ高度な知識又は技術を有する「特定多国籍企業」が、国内に法人を設立して行う新たな研究開発事業及び統括事業（子会社の事業方針を決定する等の事業を対象とする）こと。

2 基本方針

主務大臣は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針を定め、これを公表すること。

3 事業計画の認定

特定多国籍企業は、研究開発事業計画又は

統括事業計画を作成し、基本方針に適合するものとして主務大臣の認定を受けることができること。

4 特例措置

(一) 外国為替及び外国貿易法上の対内直接投資等に関する事前届出後三十日間投資できないとされる期間を二週間に短縮すること。

(二) 中小企業投資育成株式会社の事業の対象に資本金の額が三億円を超える中小企業を加えること。

(三) 中小企業の研究開発事業の成果に係る特許料及び審査請求料を軽減することができること。

(四) 法人税及び新株予約権の行使による株式の取得に対する課税について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び特定多国籍企業が作成する事業計画の認定について定め、認定を受けた計画に基づく事業の実施について、法人税負担の軽減等の特例措置を講じるものとして妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。  
右報告する。

平成二十四年四月十八日

経済産業委員長 中山 義活

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案に対する附帯決議  
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 関係各府省庁等は、特定多国籍企業誘致の実現に向け各般の施策の実施に当たって緊密に連携するとともに、諸外国との競争に打ち勝つため、必要な予算の確保や税制上の更なる対応をはじめ、一層の優遇措置の拡大等に努めること。

二 外国企業の誘致に当たっては、総合特区の活用をはじめ、国際競争力の強化に資する他の関連制度との窓口をワンストップ化するなど利便性を高め、関係行政機関等の積極的な対応を確保することにより、関連制度間の緊密な連携による相乗効果を生み出しつつ効果的な実施に努めること。

三 事業計画の認定に当たっては、我が国事業者の特許発明、技術等が国外へみだりに流出することのないよう措置するとともに、地域経済を支える我が国事業者の健全な発展を阻害するなど地域経済の疲弊につながるものがないよう十分に配慮すること。

四 我が国の産業空洞化に歯止めをかけ、地域経済や雇用への悪影響を回避するため、円高・デフレの解消に一層の努力を払うとともに、電力

システム改革等を通じてエネルギーコストの上昇を極力圧縮し、種々の規制の見直しを進めるなど、産業競争力の回復、強化に向けて総合的な政策対応を早急に講ずること。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案

右

平成二十四年三月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律

（障害者自立支援法の二部改正）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

目次中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第一条中「自立したを『基本的な権利を享有する個人としての尊厳にふさわしい』に改め、『給付』の下に、『地域生活支援事業』を、『支援を』の下に『総合的に』を加え、同条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民

官 報 (号 外)

が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

第二条第一項第一号中「第四十二条第一項及び第五十一条の二十二第一項において」を「以下」に改める。

第四条第一項中「のうち十八歳以上である者」の下に「並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるもの」を加える。

第三十六条第三項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行

を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第四十二条第一項中「応じ、」の下に「障害者等の立場に立つて」を加える。

第五十条第一項第一号中「第五号」を「から第五号の二まで」に改める。

第五十一条の二十二第二項中「応じ、」の下に「障害者等の立場に立つて」を加える。

第五十一条の二十九第一項第一号及び第二項第一号中「第三十六条第三項第五号」の下に「第五号の二」を加える。

第六十八条第一項第二号中「第五号」を「から第五号の二まで」に改める。

第七十七条第一項第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、同項第二号中「いう」の下に「。次号において同じ」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 手話通訳等を行う者を養成する事業

第七十七条第一項第一号の二を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 障害者に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業

第七十七条第一項第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業

二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができ

るようになるための活動に対する支援を行う事業

第七十七条の二第二項中「前条第一項第一号及び第一号の二」を「前条第一項第三号及び第四号」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員その他の関係者との連携に努めなければならない。

第七十八条第一項中「第七十七条第一項第一号」を「第七十七条第一項第三号及び第七号」に改める。

第八十七条第二項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

第八十七条第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。

第八十八条第三項に次の一号を加える。

三 前項の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び前号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第八十八条第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「第八十九条の二第一項」を「第八十九条の三第一項」に、「自立支援協議会」を「協議会」に、「次条第六項」を「第八十九条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項に規定する事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計

画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第八十九条第三項に次の一号を加える。

五 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び前号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第八十九条第六項中「自立支援協議会」を「協議会」に改める。

第八十九条の二の見出しを「協議会の設置」に改め、同条第一項中「及び」を「並びに」障害者等及びその家族並びに「自立支援協議会」を「協議会」に、「ことができる」を「ように努めなければならない」に改め、同条第二項中「自立支援協議会」を「協議会」に改め、同条を第八十九条の三とし、第八十九条の次に次の一条を加える。

第八十九条の二 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第七章の章名中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第九十六条の三及び第九十六条の四中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

係業務」に改める。

第一百五十五条の二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第九十九条第二項中「第七十七条の二第五項」を「第七十七条の二第六項」に改める。

附則第五十六条第一項及び第八十一条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「共同生活介護を削り、同条第三項中「肢体不自由者」を「肢体不自由者その他の障害者」に、「障害者」を「ものとして厚生労働省令で定めるもの」に改め、同条第十項を削り、第十項を第十項とし、第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項中「地域において共同生活を営むのに支障のない」を削り、「相談」の下に、「入浴、排せつ又は食事の介護」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十八条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第三十四条第一項中、「共同生活介護」、「共同生活介護若しくは」及び「(以下この項及び同条第一項において「共同生活住居」という。)」を削り、「又は共同生活住居」を「又は共同生活援助を行う住居」に改める。

第三十五条第一項中「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第十八条第二項中「共同生活介護若しくは」及び「(以下この項において「共同生活住居」という。)」を削り、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第三十九条第一項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、「(以下この項において「共同生活住居」という。)」を削り、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第五十六条第一項中「第五条第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項」を「第五条第十五項」に改め、「(以下この項において「共同生活住居」という。)」を削り、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第八十一条第一項中「第五条第十項に規定する共同生活介護(以下この条において「共同生活介護」という。))若しくは同条第十六項」を「第五条第十五項」に改め、「共同生活介護若しくは」を削る。

第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「又は精神」を「精神」に改め、「含む」の下に「又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」を加える。

第十二条第二項中「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十一条の五の四第一項の次に次の一項を加える。

都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 基準該当通所支援に従事する従業者及びその員数

二 基準該当通所支援の事業に係る居室の床面積その他基準該当通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 基準該当通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービス等の適切な利用の確保、障害児の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 基準該当通所支援の事業に係る利用定員

第二十一条の五の六第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十一条の五の十一第二項中「第二十一条の五の四第二項」を「第二十一条の五の四第三項」に改める。

第二十一条の五の十三第一項ただし書中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十一条の五の十五第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第二十一条の五の十七第一項中「応じ、」の下に「障害児及びその保護者の立場に立つて」を加える。

第二十一条の五の二十三第一項第一号中「第五号」を「から第五号の二まで」に改める。

第二十一条の六及び第二十一条の七中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十四条の十一第一項中「応じ、」の下に「障害児及びその保護者の立場に立つて」を加える。

第二十四条の十七第一号中「第五号」を「から第五号の二まで」に改める。

第二十四条の二十四第一項ただし書及び第二十四条の二十八第一項中「障害者自立支援法」を

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十四条の三十第一項中「応じ、」の下に「障害児及びその保護者の立場に立つて」を加える。

第二十四条の三十六第一号中「第二十一条の五の十五第二項第五号」の下に「第五号の二」を加える。

第二十六条第一項第二号、第五十六条の五の五第二項、第六十条の二第一項、第六十二条の二、第六十三条の二及び第六十三条の三中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第四条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第二十四条の二十八第一項及び第二十六条第一項第二号中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

第六十三条の二中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第五条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条、第九条第二項、第三項及び第六項、第十条第一項第二号二並びに第十一条第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十二条の三中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、身体に障害のある者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(第十八条の二において「障害福祉サービス事業」という。、同法

第五条第十七項に規定する一般相談支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者

その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

第十四条の二第一項及び第十八条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十八条の二中「障害者自立支援法第五条第一項に規定する」を削る。

第六条 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同条第六項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

第十条第一項第二号二中「第五条第二十四項」を「第五条第二十三項」に改める。

第十二条の三第四項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

第十八条第一項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第七条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条、第九条第二項及び第三項、第十一条

第二項並びに第十二条第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十五条の二中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、知的障害者又はその保護者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(第二十一条

において「障害福祉サービス事業」という。、同法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

第十五条の三第一項、第十五条の四及び第十六条第一項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十一条中「障害者自立支援法第五条第一項に規定する」を削る。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(後見等を行う者の推薦等)

第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



童福祉法」という。第二十一条の五の十五第一項(旧児童福祉法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む)、第二十四条の九第一項(旧児童福祉法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む)。又は第二十四条の二十八第一項(旧児童福祉法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)の指定又は指定の更新の申請であつて、この法律の施行の際、指定又は指定の更新がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第三条から前条まで、第十四条及び第二十三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(労働者災害補償保険法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- 一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二条の八第四項第一号
- 二 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)第十五条第二項
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第一条、第二条、第四条第一項、第六条第二項第四号から第六号まで、第十九条の六の三第一号、第二十二條の二及び別表
- 四 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第八十四条の三
- 五 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第四号及び第三項第四号の二

六 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十四条の二第二項第二号

七 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第三号

八 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第一百六条の二第一項第三号

九 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)第二条第一項第四号及び第二項第二号

十 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第二十条第二項

十一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)第二十六条の二第二号

十二 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第三

十三 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百二十一号)第三十条の二第一項第二号

十四 子どものための手当の支給に関する法律(昭和四十六年法律第七十三号)第三条第三項第三号

十五 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)別表第一及び別表第二

十六 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十五条第一項第二号

十七 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第一第六号八及び第七号ロ

十八 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第一百十一号)別表第一及び別表第二

十九 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十一条第一項

二十 精神保健福祉士法(平成九年法律第三百一十一号)第二条及び第四十一条第一項

二十一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第三号

二十二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)第一百一条第一項、第一百四条第二項及び第八十条第一項

二十三 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六条第六項

二十四 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第四十八条第一項第二号、第三項第三号及び第五項第二号

二十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)第二条第四項、第九条第二項及び第十九条

二十六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十四年法律第九号)別表第一の八十四の項並びに別表第二の十五の項、二十六の項、五十八の項、八十八の項及び百九の項から百十一の項まで

二十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第九号)第二十條中住民基本

台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第三の七の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第四の四の項の次に次のように加える改正規定及び同法別表第五第十号の次に九号を加える改正規定

第十条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

一 労働者災害補償保険法第十二条の八第四項第一号

二 生活保護法第八十四条の三

三 国家公務員災害補償法第十四条の二第一項第二号

四 国民健康保険法第一百六条の二第一項第三号

五 地方公務員災害補償法第三十条の二第一項第二号

六 子どものための手当の支給に関する法律第三条第三項第三号

七 高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第二号

八 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一条第三号

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第十一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

第二十二条の二中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

第二十二條の二中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。



(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第二十五条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第三号中「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)」を「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第 号)第一条の規定による改正前の障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下この号において「旧自立支援法」という。に、「同法」を「旧自立支援法」に、「障害者自立支援法第五十二条」を「旧自立支援法第五十二条第二項」に、「障害者自立支援法附則第四十一条第一項」を「旧自立支援法附則第四十一条第一項」に改める。

理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための支援に係る基本理念を定めるほか、障害者及び障害児の定義の見直し、地域生活支援事業の拡充、障害福祉計画の記載事項として関係機関との連携に関する事項の追加等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 「障害者自立支援法」の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めること。
- 2 目的規定に、障害福祉サービスに係る給付に加えて、地域生活支援事業等を総合的に行うものとするを明記すること。また、基本理念に関する規定を設け、法に基づく支援が、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生並びに社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われなければならないものとする。
- 3 障害者及び障害児の範囲に難病等により障害がある者を加えること。
- 4 重度訪問介護の対象を拡大し、肢体不自由以外の常時介護を要する障害者も対象とすること。
- 5 共同生活介護を共同生活援助に一元化し、共同生活援助において、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行うものとする。

6 市町村が行う地域生活支援事業として、障害者等に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業、手話通訳者を養成する事業等を加えること。

7 基本指針に定める事項に、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項を加えること。

8 障害福祉計画に定めるよう努める事項に、関係機関との連携に関する事項を加えること。

9 自立支援協議会の名称を協議会に改めるとともに、協議会を構成する者に障害者等が含まれることを明記すること。

10 政府は、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、施行後三年を目途として、障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について検討することとし、その検討に当たっては障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

11 この法律は、一部を除き、平成二十五年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、必要な措置を講ずることは、時宜に適するものと認める

が、地域生活支援事業に意思疎通支援を行う者の派遣等の事業を加えること、障害福祉計画に定める事項に地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を加えること、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めること等の修正を行う必要があると認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。  
右報告する。  
平成二十四年四月十八日  
厚生労働委員長 池田 元久  
衆議院議長 横路 孝弘殿  
〔別紙〕

(障害者自立支援法の一部改正)

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項中「第八十九条第一号」を「第八十九条第二項第二号」に改める。

第四十二条第一項中「(応じ、)の下に」を「(応じ、)の下に」に改める。

第五十一条の二十二第一項中「(応じ、)の下に」を「(応じ、)の下に」に改める。

第七十七条第一項中第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、同項第二号中「(いう、)の下」を「(いう、)の下」に改める。  
以下  
に「次号において同じ」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。



一 附則第八<sup>十</sup>条<sup>〇</sup>及び第二十八<sup>八</sup>条<sup>〇</sup>の規定の公布の日

二 第二条、第四条、第六条及び第八<sup>八</sup>条並びに

附則第四<sup>五</sup>条から第六<sup>八</sup>条まで、第十<sup>〇</sup>条から第

十四<sup>六</sup>条まで及び第十六<sup>八</sup>条から第二十四<sup>六</sup>条まで

の規定 平成二十六年四月一日

(適切な障害支援区分の認定のための措置)

第二条 政府は、障害支援区分(第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「平成二十六年改正後障害者総合支援法」という。))第四条

第四項に規定する障害支援区分をいう。次条第一項において同じ。)

の認定が知的障害者福祉法(知的障害者及び精神障害者(平成二十六年改正後障害者総合支援法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。))の特性に応じて適切に行われるよう、

同条第四項に規定する厚生労働省令で定める区分の制定に当たつての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、<sup>〇</sup>障害者の意思決定支援の在り方、<sup>〇</sup>手話通訳等を支援の在り方、<sup>〇</sup>障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、<sup>〇</sup>手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ること

に支障がある障害者等に対する支援の在り方<sup>〇</sup>精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方<sup>〇</sup>等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 (略)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。))において現に第二<sup>二</sup>条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「平成二十六年改正前障害者総合支援法」という。))第五<sup>五</sup>条第十<sup>十</sup>項に規定する共同生活介護に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九<sup>九</sup>条第一<sup>一</sup>項に規定する支給決定を受けている障害者については、一部施行日に、第二<sup>二</sup>条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「平成二十六年改正後障害者総合支援法」という。))第五<sup>五</sup>条第十<sup>十</sup>項に規定する共同生活介護に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九<sup>九</sup>条第一<sup>一</sup>項に規定する支給決定を受けている障害者については、一部施行日に、第二<sup>二</sup>条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「平成二十六年改正後障害者総合支援法」という。))第五<sup>五</sup>条第十<sup>十</sup>項に規定する共同生活介護に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第十九<sup>九</sup>条第一<sup>一</sup>項の規定による支給決定を受けたものとみなす。この場合において、当該支給決定を受けたものとみなされた者に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十三<sup>三</sup>条に規定する支給決定の有効期間は、同条の規定にかかわらず、同号に掲げる規定の施行の際現にその者が受けている平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九<sup>九</sup>条第一<sup>一</sup>項に規定する支給決定に係る平成二十六年改

正前障害者総合支援法第二十三<sup>三</sup>条に規定する支給決定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

第六条 平成二十六年改正後障害者総合支援法第二<sup>二</sup>十条から第二十二<sup>二</sup>条まで及び第二十四<sup>四</sup>条の規定は、一部施行日以後に行われた平成二十六年改正後障害者総合支援法第二<sup>二</sup>十条第一<sup>一</sup>項又は第二十四<sup>四</sup>条第一<sup>一</sup>項の申請について適用し、一部施行日以前に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第二<sup>二</sup>十条第一<sup>一</sup>項又は第二十四<sup>四</sup>条第一<sup>一</sup>項の申請については、なお従前の例による。

2 平成二十六年改正後障害者総合支援法第二<sup>二</sup>十条から第二十二<sup>二</sup>条まで及び第二十四<sup>四</sup>条の規定にかかわらず、一部施行日以前に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九<sup>九</sup>条第一<sup>一</sup>項に規定する支給決定の効力を有する期間は、なお従前の例による。

第五<sup>五</sup>条 (略)

第六<sup>六</sup>条 (略)

第七<sup>七</sup>条 (略)

第八<sup>八</sup>条 (略)

第九<sup>九</sup>条 (略)

第十<sup>十</sup>条 (略)

第十一<sup>一</sup>条 (略)

第十二<sup>二</sup>条 (略)

第十三<sup>三</sup>条 (略)

第十四<sup>四</sup>条 (略)

第十五<sup>五</sup>条 (略)

第十六<sup>六</sup>条 (略)

第十七<sup>七</sup>条 (略)

第十八<sup>八</sup>条 (略)

第十九<sup>九</sup>条 (略)

第二十<sup>十</sup>条 (略)

第二十一<sup>一</sup>条 (略)

第二十二<sup>二</sup>条 (略)

第二十三<sup>三</sup>条 (略)

第二十四<sup>四</sup>条 (略)

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第十三<sup>三</sup>条 (略)

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)

第十四<sup>四</sup>条 (略)

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第十五<sup>五</sup>条 (略)

第十六<sup>六</sup>条 (略)

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び地震防災対策特別措置法の一部改正)

第十七<sup>七</sup>条 (略)

(消費税法の一部改正)

第十八<sup>八</sup>条 (略)

(介護保険法施行法の一部改正)

第十九<sup>九</sup>条 (略)

(精神保健福祉士法の一部改正)

第二十<sup>十</sup>条 (略)

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第二十一<sup>一</sup>条 (略)

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十二<sup>二</sup>条 (略)

(国<sup>三</sup>有財産特別措置法の一部改正)

第十二<sup>二</sup>条 (略)

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第十<sup>〇</sup>条 (略)

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第九<sup>〇</sup>条 (略)

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第八<sup>〇</sup>条 (略)

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第七<sup>〇</sup>条 (略)

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第六<sup>〇</sup>条 (略)

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第五<sup>〇</sup>条 (略)

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第四<sup>〇</sup>条 (略)

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第三<sup>〇</sup>条 (略)

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第二<sup>〇</sup>条 (略)

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第一<sup>〇</sup>条 (略)

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 (略)

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第二十四条 (略)

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第二十五条 (略)

(児童手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)の、部を次のように改正する。

附則第三十六条中「附則第九條第十四号及び第十條第六号」を「附則第十條第十四号及び第十二條第六号」に改める。

(別紙)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、市町村及び都道府県の必須事業については、支援が抜け落ちることなく、適切な役割分担がなされるようそれぞれの行う事業を具体的に定めること。  
二 意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。

三 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。

四 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。

五 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。

六 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。

七 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。

八 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労をさらに促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に進めること。また、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。

九 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の

配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。

十 常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援等の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案

平成二十四年四月十八日

提出者 厚生労働委員長 池田 元久

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者就労施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設

二 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設

三 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第六十九条に規定する精神障害者であつて同法第四十三条第一項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの

3 この法律において「在宅就業障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者をいう。

4 この法律において「障害者就労施設等」とは、障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。

<p>5 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>6 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。</p> <p>7 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。</p> <p>（国及び独立行政法人等の責務）</p> <p>第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たつては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならない。</p> <p>（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、障害者就労施設等の受</p>	<p>注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針）</p> <p>第五条 国は、国及び独立行政法人等における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合かつ計画的に推進するため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針</p> <p>二 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項</p> <p>三 障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項</p> <p>四 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項</p> <p>3 厚生労働大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあつては各省各庁の長、独立行政法人等にあつてはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4 厚生労働大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p>	<p>（障害者就労施設等が供給する物品等の調達方針）</p> <p>第六条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 当該年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の目標</p> <p>二 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項</p> <p>3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。</p> <p>（調達実績の公表等）</p> <p>第七条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による厚生労働大臣への通知は、独立行政法人等の長にあつては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。</p>
<p>（厚生労働大臣及び内閣総理大臣の要請）</p> <p>第八条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、各省各庁の長等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。</p> <p>（地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等）</p> <p>第九条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。</p> <p>3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。</p> <p>5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。</p>	<p>（障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等）</p> <p>第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。</p> <p>3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。</p> <p>5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。</p>	<p>（障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等）</p> <p>第十一条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。</p> <p>3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。</p> <p>5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。</p>

(公契約における障害者の就業を促進するための措置等)

第十条 国及び独立行政法人等は、国又は独立行政法人等を当事者の一方とする契約で国又は独立行政法人等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国又は独立行政法人等が対価の支払をすべきもの(以下「公契約」という。)について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たつて障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと又は障害者就業施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、前項の規定に基づく国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(障害者就業施設等が供給する物品等に関する情報の提供等)

第十一条 障害者就業施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、その供給する物品等の購入者等に対し、当該物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、障害者就業施設等の受注の機会を増大を図る観点から、障害者就業施設等の自主性を尊重しつつ適切な物品の生産及び物品等の質の確保に関する技術的支援及び訓練を行い、並びに障害者就業施設等が供給する物品等の購入者等に対し必要な情報の提供を行う体制の在り方について、三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、公契約の落札者を決定するに当たつてその入札者が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと、障害者就業施設等から相当程度の物品等を調達していること等を総合的に評価する方式を導入することについて、三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第三条 国は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、障害者就業施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第四条 平成二十六年三月三十一日までの間に於ける第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第五条第十一項」とあるのは「第五条第十二項」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第二十六項」と、「同条第十三項」とあるのは「同条第十四項」と、「同条第十四項」とあるのは「同条第十五項」とする。

理 由

障害者就業施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資するため、国等による障害者就業施設等からの物品等の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就業施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就業施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案

右の議案を提出する。

平成二十四年四月二十六日

提出者

議院運営委員長 小平 忠正

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号。以下「歳費法」という。)の特例を定めるものとする。

(国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例)

第二条 この法律の施行の日から平成二十六年四月三十日までの間(以下「特例期間」という。)においては、各議院の議長、副議長及び議員の受

ける歳費については、歳費月額から、歳費月額に百分の十二・八八を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、各議院の議長、副議長及び議員の受ける期末手当(平成二十五年十二月二日以後の期間に係るものを除く。)については、次項の規定の適用がある場合を除き、各議院の議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に百分の十二・八八を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

3 歳費法第十一条の四の規定により期末手当を受けた各議院の議長、副議長及び議員が、特例期間において歳費法第十一条の二第一項の規定による期末手当を受けることとなる場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「前項の規定による期末手当の額」とあるのは、「前項の規定による期末手当の額から当該額に百分の十二・八八を乗じて得た額に相当する額(当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を減じた額」とする。

(端数計算)

第三条 前条第一項及び第二項の規定により歳費及び期末手当について減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(両院議長協議決定への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附 則

この法律は、平成二十四年五月一日から施行する。

理 由

我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当について臨時の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二二〇円 (本体)